

漁業者、漁業団体のみなさんへ

令和6年度 漁業者等支援施策活用ガイドブック

融 資

漁船・設備の導入

担い手、スキルアップ

経営・所得安定

加工・6次産業化

食の安全・安心、販売促進

漁場保全・資源増大

操業の安全

知りたい



このガイドブックは、令和6年度の漁業に関する各種支援施策を紹介したものです。茨城県の海面や霞ヶ浦北浦で漁業を営む皆さんの経営発展、そして漁業を始めたいとお考えの皆さんに役立つようとりまとめましたので、ご活用ください。

目 次

【資金を借入れしたい】

- 1 漁業制度資金を利用したい（漁船や漁船機器などの導入資金を借入れしたい）・・・1
 - 1-1 漁業近代化資金
 - 1-2 沿岸漁業改善資金
 - 1-3 水産振興資金
 - 1-4 まき網漁業鮮度向上支援利子補給
- 2 水産加工業向け経営改善促進資金を利用したい・・・6

【漁船や設備を更新・導入したい】

- 3 漁船をリース方式で導入したい・・・7
 - 3-1 漁船をリース方式で導入したい（浜の担い手漁船リース緊急事業）
 - 3-2 漁船をリース方式で導入したい（次世代漁業人材確保支援事業）
- 4 古くなった漁船のエンジンを更新したい・・・9
- 5 共同利用施設を整備するための支援を受けたい・・・10

【担い手を確保したい、スキルアップをしたい】

- 6 求人情報を出したい・知りたい・・・12
- 7 新規就業者定着の支援を受けたい（トライアル雇用研修）・・・13
- 8 新規就業者定着の支援を受けたい（長期研修）・・・14
- 9 漁業に必要な資格を取得したい・・・15
- 10 漁業士になりたい・・・16
- 11 子供に水産や海の知識を学ばせたい・・・17

【所得を安定・向上させたい】

- 12 家族経営から法人経営に転換したい・・・18
- 13 収益性を重視した操業・生産体制に転換したい（もうかる漁業）・・・19
- 14 漁業や操業等の改善について相談したい・・・20
- 15 燃油価格高騰の影響を軽減したい・・・21
- 16 不漁の影響を軽減したい（漁獲共済）・・・22

17	不漁の影響を軽減したい（積立プラス）	23
18	不慮の漁船損壊の心配を軽減したい	24
19	漁業士、女性漁業士、研究会、女性部等の活動を支援して欲しい	25

【6次産業などに取り組みたい】

20	水産加工品を試作したい	26
21	6次産業化に取り組みたい	27
22	イワシ・サバ類の脂肪量を知りたい	28
23	水産加工品に混入した異物が何か調べて欲しい	29
24	水産加工業の支援策について知りたい 「水産加工業者向け総合案内窓口」	30

【ブランド化や販売促進などに取り組みたい】

25	漁獲物や水産加工生産品の品質管理・向上の指導を受けたい	32
26	市場の衛生管理を向上させたい	33
27	放射性物質の検査結果を知りたい	35
28	貝毒について知りたい	36
29	水産物を輸出したい	37

【資源の増殖や養殖などに取り組みたい】

30	ヒラメやアワビなどの放流について知りたい	38
31	資源管理に取り組みたい	39
32	魚礁などの漁場施設を整備するための支援を受けたい	40
33	種苗生産施設・養殖施設を整備するための支援を受けたい	42
34	藻場などの保全活動を支援して欲しい	43
35	養殖に取り組みたい	44

【安全な操業をしたい】

36	漁業の安全向上に取り組みたい	45
37	沖から船主や家族に連絡をとりたい	46
38	沖で天気予報を知りたい	47

【いろいろなことを知りたい】

- 39 地魚を美味しく簡単に食べる方法を知りたい・・・・・・・・・・ 48
- 40 水産に関する試験研究の成果を知りたい・・・・・・・・・・ 49
- 41 水産関係の調査・研究内容に関する話題を知りたい・・・・・・・・ 50
- 42 見慣れない水生生物が捕れたので名前を知りたい・・・・・・・・ 51
- 43 茨城県海域の水温等の情報を知りたい・・・・・・・・・・ 52
- 44 沿海の水揚げ状況を知りたい・・・・・・・・・・ 53
- 45 沿岸の魚種別の資源状況を知りたい・・・・・・・・・・ 54
- 46 今年、ワカサギがどのくらい獲れるのか知りたい・・・・・・・・ 55
- 47 夏季の霞ヶ浦北浦における酸素状況を知りたい・・・・・・・・ 56

【その他】

- 48 淡水で養殖している魚の調子が悪いので相談したい・・・・・・・・ 57
- 49 水産試験場の展示スペースを利用したい・・・・・・・・ 58
- 50 遊漁船業を営業したい・・・・・・・・ 59
- 51 漁業復興サポート人材を活用したい(沿海の漁協向け)・・・・・・ 60

No. 1 漁業制度資金を利用したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金、 水産振興資金	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

低利の各種資金を融通し、漁業者等の設備の高度化、経営の改善・安定等を支援します。

[漁業制度資金の概要]

漁業制度資金には、大きく以下の2種類の資金があります。

1. 東日本信用漁業協同組合連合会等の金融機関が融資する資金。
2. 日本政策金融公庫が融資する資金。

[資金一覧表]

資金名	借入限度額	利率※	融資率	主な用途	備考	
漁業近代化資金	9,000 万円以内 (漁船 20 t 未 満の場合) 等	2.35% (利子補 給制度あ り)	80% 以内	施設導入等 資金	詳細は「No.1-1 漁 業近代化資金」参照	
沿岸漁業改善資金 (経営等改善資金)	10～ 2,000 万円	無利子	100 % 以内	施設導入等 資金	詳細は「No.1-2 沿 岸漁業改善資金」 参照	
水産振興資金	なし	1.5%	100 % 以内	運転資金	詳細は「No.1-3 水 産振興資金」参照	
【利子補給】 まき網漁業鮮度向 上支援利子補給		利子補給 率 (県 1.25%)			詳細は「No.1-4 ま き網漁業鮮度向上支 援利子補給」参照	
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	漁業経営改善 支援資金	1 隻あたり 4.5 億円 (一般漁業 の漁船建造) ほか	1.10%、 1.25%	80% 以内	認定を受け た改善計画 に基づいて 行う事業に 必要な資金	詳細は「日本政策金 融公庫 (下記連絡 先)」にお問い合わせ ください。
	農林漁業セー フティネット 資金	600 万円 ～ 1,200 万円	0.60 ～ 1.05%	100 % 以内	被災漁業者 等の経営再 建・維持安 定資金	詳細は「日本政策金 融公庫 (下記連絡 先)」にお問い合わせ ください。

※利率は、R6. 4. 1 現在

[参考]

日本政策金融公庫 水戸支店 (農林水産事業窓口)

〒310-0021 茨城県水戸市南町 3-3-55 TEL 029-232-3623

No. 1-1 漁業近代化資金

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業近代化資金	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

- [事業内容] 漁業者等が施設等装備の高度化を図り、経営の近代化を促進するために必要な資金を支援します。
- [融資機関] 東日本信用漁業協同組合連合会
(融資額によっては農林中央金庫からの融資となる場合があります。)
- [貸付対象者] 漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 ほか
- [融資枠] 令和6年度 17億円
- [担保・保証等] ・担保や連帯保証人は、融資機関の判断により必要となることがあります。
・県漁業信用基金協会の債務保証の利用が可能です。

[資金一覧表]

※利率は、R6. 4. 1 現在

資金名	融資限度額	基準金利	県利子補給率	貸付利率 ※	償還期間 (据置期間)
1-1 号資金 (20 t 未満の漁船建造、取得、改造)	9,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	20 年以内 (3 年以内)
1-2 号資金 (20 t 以上の漁船建造、取得、改造)	36,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	20 年以内 (3 年以内)
1-3 号資金 (漁船用機器の取得)	9,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	10 年以内 (3 年以内)
2 号資金 (水産物加工施設等取得)	9,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	15～20 年以内 (3 年以内)
3 号資金 (水産物運搬用器具(トラック)等取得)	9,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	7～10 年以内 (2 年以内)
4 号資金 (漁具等取得)	9,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	5～10 年以内 (2 年以内)
5 号資金 (種苗購入・育成)	9,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	5 年以内 (2 年以内)
6 号資金 (漁村環境整備)	120,000 万円	1.60 %	0.50 %	1.1 %	20 年以内 (3 年以内)
7 号資金 (大臣特認(給排水施設、漁家住宅)取得)	120,000 万円	2.35 %	1.25 %	1.1 %	5～15 年以内 (2～3 年以内)

(注) 個人使用でなく共同利用施設の場合、異なる金利が適用されることがあります。

[その他]

漁業近代化資金の詳細情報は、茨城県漁政課のホームページでもご覧になれます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/keiei/yuushi/index.html>



漁政課 →
 漁業者・水産加工業に対する各種融資制度について →
 漁業近代化資金

No. 1-2 沿岸漁業改善資金

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	沿岸漁業改善資金	事業の 所管機関 漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

沿岸漁業者等が自主的にその経営・生活を改善していくための施設等装備の導入等に
必要な資金を無利子で貸し付けます。

[融資機関]

県が直接貸し付けます。(事務手続きは東日本信用漁業協同組合連合会が行います。)

[貸付対象者]

- ①沿岸漁業※の従事者（個人、個人が組織する団体）
 - ②沿岸漁業を営む会社（常時の従業者 20 人以下に限る）
- ※漁船総トン数 20 トン未満の漁船を使用する漁業者

[融資枠]：7 千万円

(ただし、1 つの貸付対象者あたりの貸付合計額の上限は 5,000 万円)

[担保・保証等]

貸付にあたっては連帯保証人が必要となります。
なお、令和 2 年 4 月 1 日以降、連帯保証人になる場合は、印かん証明書に加えて公証役
場で取得した保証意思宣明公正証書が必要となります。

(貸付金合計額：300 万円未満の場合 2 人以上、300 万円以上の場合 3 人以上)

また、適当な担保設定により連帯保証人設定の省略が可能です。

[資金一覧表]

資金名	貸付対象	融資限度額	貸付 利率	償還期間 (据置期間)
①経営等改善資金	操船機器、漁労機器、 安全機器等	50～2,000 万円	無利子	2～10 年以内 (0～3 年以内)
②生活改善資金※	自宅の設備導入等	10～150 万円	無利子	2～7 年以内 (なし)
③青年漁業者等養成 確保資金※	研修費用、漁業経営開 始資金	180～2,000 万円	無利子	5～10 年以内 (1～3 年以内)

※②と③の資金は、予算が措置されていないので、貸付けまでには時間を要します。

[その他]

沿岸漁業改善資金の詳細情報は、茨城県漁政課のホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/keiei/yuushi/index.html>



漁政課 → 漁業者・水産加工業に対する各種融資制度について → 沿岸漁業資金

No. 1-3 水産振興資金

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (信漁連) </div>
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	水産振興資金	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

水産資源の減少、輸入水産物の増加等により厳しい経営環境にある漁業者並びに水産加工業者等に対し必要な運転資金を融資することにより、経営の安定化を支援する。

[融資機関]

東日本信用漁業協同組合連合会

[融資対象者]

漁業協同組合及びその組合員、茨城沿海地区漁連、茨城県水産加工連、水産加工業協同組合、茨城県内水面漁連

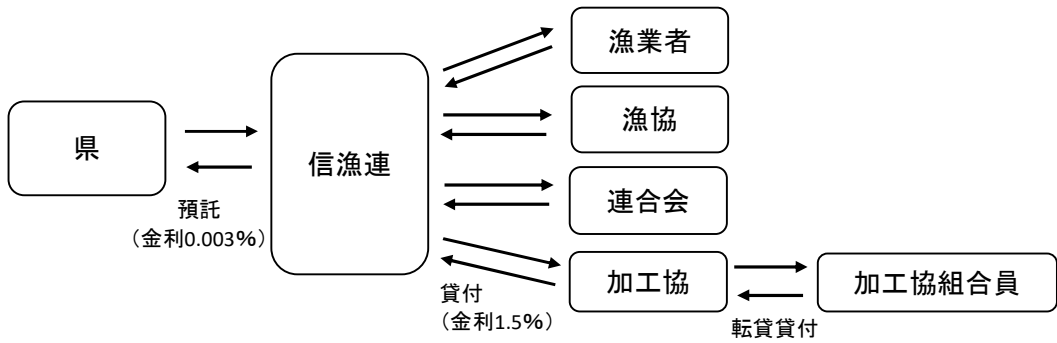
[融資枠]

漁業資金 236 百万円
 加工資金 464 百万円

[資金の種類]

資金名	用途
漁業資金	・ 漁協が必要とする漁業着業資金、水揚げ資金、冷凍原魚買付資金 ・ 漁協の組合員が必要とする漁業着業資金 ・ 地区漁連及び内漁連が必要とする事業資金 ほか
加工資金	・ 水産加工協が必要とする加工原魚共同購入資金、加工資材共同購入資金 ・ 水産加工協が必要とする加工原魚買付資金、燃料・加工資材購入資金 ・ 水産加工協が組合員に転貸する加工原魚買付資金等 ・ 加工連が必要とする事業資金 ほか

[事業の仕組み]



No. 1-4 まき網漁業鮮度向上支援利子補給

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()	
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	漁業近代化資金等利子補給 (まき網漁業鮮度向上支援利子補給)	事業の 所管機関
		漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

まき網経営体が運搬船更新の際に日本政策金融公庫と併せて借り入れる東日本信用漁業協同組合連合会の公庫協調融資資金に対し、県が利子補給します。

[利子補給の対象となる借入れの融資機関]

東日本信用漁業協同組合連合会

[利子補給対象者]

漁獲物の鮮度保持設備を備えた運搬船を新たに建造するまき網漁業経営体

[利子補給率と末端金利]

県の利子補給率：0.75%

末端金利※：1.1%＝基準金利 2.35%－（利子補給 県 0.75%＋農林中金 0.5%）

※利率は、R6. 4. 1 現在

[利子補給承認枠]

1 申請者につき 3 億円

No. 2 水産加工業向け経営改善促進資金を利用したい

最初の相談先	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">所属加工協</div> 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075	FAX029-301-4089
事業名	水産加工経営改善促進資金利子補給	事業の 所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業内容]

県内水産加工業者等が、経営の維持安定及び食用水産加工品の安定供給を図るために資金を借り入れた場合に、資金を融通した金融機関に対して利子補給を行います。

[利子補給対象者]

水産加工業者、水産加工業協同組合

[資金の種類]

資金名	用途
事業・経営体質強化資金	近海等水産資源を原材料とする新製品・新技術の開発または導入等に必要な資金
水産加工業経営安定資金	加工原材料不足等により操業に顕著な影響を受けている水産加工業者の経営維持安定に必要な資金
品質・安全管理対応資金	HACCP 方式導入に必要な資金等

[貸付限度額]

年間売上高の 5% に相当する額または 3,000 万円（組合の場合は 6,000 万円）のいずれか低い額（組合による共同購入の場合は、年間売上高の 5% に相当する額または 1 億円のいずれか低い額）

[利子補給率と末端金利]

基準金利 2.35% 利子補給率 1.25% 末端金利 1.1% ※利率は R6. 4. 1 時点

[償還期限]

3 年以内（据置 1 年以内）

[利子補給承認枠]

1 億円

No. 3-1 漁船をリース方式で導入したい (浜の担い手漁船リース緊急事業)

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	水産業競争力強化緊急事業(TPP 対策) 浜の担い手漁船リース緊急事業	事業の所管機関	国（水産庁 研究指導課）

事業の概要

[事業主体] リース事業者：茨城沿海地区漁業協同組合連合会

[事業内容] 水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン（通称「広域浜プラン」）」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な新たな漁船を円滑に導入できるよう支援します。

[補助要件等] リース漁船の借受け希望者の選考基準（一部※）

- ・広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置づけられた者であること
- ・原則55歳未満であること、または、45歳未満の後継者が確保されていること
- ・現在使用している漁船の船齢が高い（老朽化が進んでいる）こと

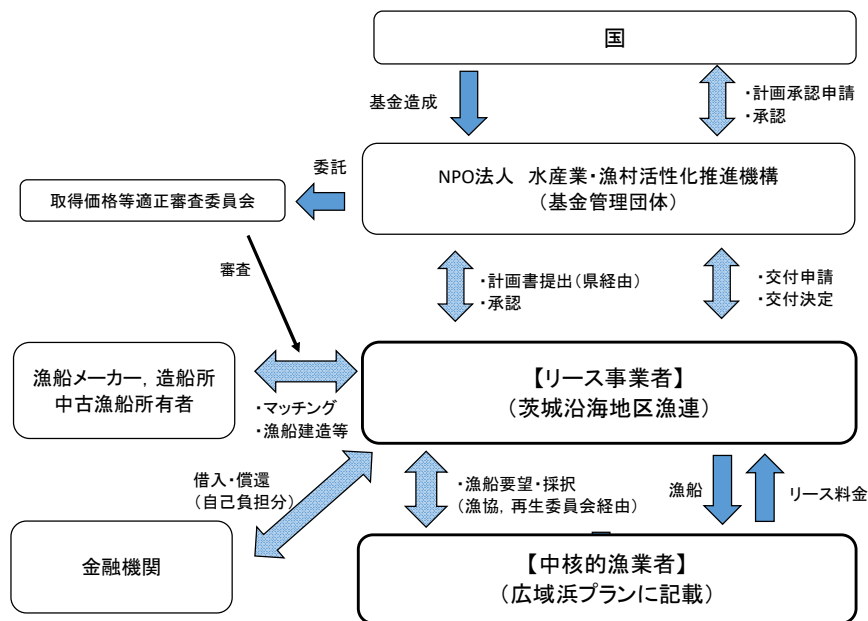
※選考基準の詳細は、所属漁協を通じて茨城沿海地区漁連へお問い合わせください。

[補助対象経費・補助率など]

- ・リース事業者に対し、リース漁船の取得・改修費の1/2が支援されます。
- ・借受者（漁業者）は、5年程度のリース期間において、取得・改修費の1/2相当分を、リース料として支払います。
- ・リース料金支払後は、借受者（漁業者）がリース漁船の所有者となります。

（注）リース漁船の取得は、リース期間終了後となります。

[事業の仕組み]



**No. 3-2 漁船をリース方式で導入したい
(R6～次世代漁業人材確保支援事業)**

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 （ ）		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	次世代漁業人材確保支援事業 (国事業名「被災地次世代漁業人材確保支援事業」)	事業の 所管機関	国(水産庁 研究指導課)

事業の概要

[事業内容] ALPS 処理水の海洋放出による漁業経営への懸念に対し、本県漁業の担い手確保を図るため、次世代の漁業者が事業承継または独立して操業する際に、漁船・設備等の導入を、リース方式により支援します。

[補助対象者] 漁家子弟を含む次世代へ承継する経営体
独立して新規に就業する経営体

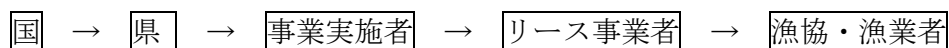
[補助対象経費・補助率など]

漁船・設備等取得、改修費の 3/4 以内（国 1/2、県 1/4 以内）

事業承継の場合は上限額 7,500 万円以内

※なお、リース期間終了後は、借受者（漁業者）に漁船が譲渡されます

[事業の流れ]



No. 4 古くなった漁船のエンジンを更新したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	水産業競争力強化緊急事業（TPP 対策） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業	事業の 所管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

[事業実施者] 補助要件を満たす漁業者

（所属漁協や茨城沿海地区漁連等を通じて希望者の取りまとめや手続を行います。）

[事業内容] 水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン（通称「広域浜プラン」）」に基づき、漁業者が所得向上に取り組むために必要な新たな漁船のエンジン及びボールローラーを円滑に導入できるよう支援します。

[補助要件等] 漁船のエンジン及びボールローラー更新希望者の選考基準（一部※1）

- ・広域水産業再生委員会に属する漁業者であること
- ・現在使用している漁船のエンジン等の老朽化が進んでいること※2

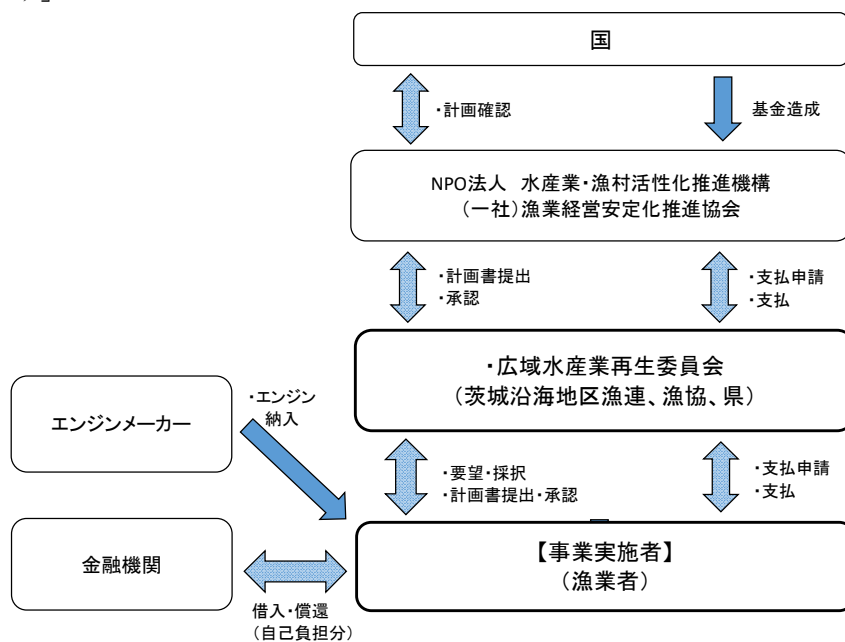
※1：詳細は、所属組合を通じて茨城沿海地区漁連にお問い合わせください。

※2：導入するエンジン等の性能等についても条件があります。

[補助対象経費・補助率など]

- ・国の機関から事業者（漁業者）に対し、漁船エンジン等導入費用の1/2が補助されます。
- ・助成の上限額は5,000万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみです。

[事業の仕組み]



No. 5 共同利用施設を整備するための支援を受けたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ 流通加工・内水面グループ	TEL 029-301-4119 FAX 029-301-4129	
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業・水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の 所管機関	国（水産庁防災 漁村課）

事業の概要

[事業主体]

(県)、市町村、漁業協同組合等

[事業内容]

1. 水産業強化支援事業

漁村地域の活力の再生を図るため、浜の活力再生プラン（浜プラン）に位置づけられた、作業の効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減、作業の安全性向上等に必要施設の整備に要する経費を支援します。（一部メニューは浜プランへの位置付け不要）

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

浜の活力再生広域プラン（広域浜プラン）の承認を受けた漁村地域において、競争力強化のための施設整備、産地市場の統廃合を推進するための施設整備等に要する経費を補助します。

[補助要件等]

(共通)

- ・ 交付対象とする施設の処分制限期間（減価償却の耐用年数）が原則として5年以上のもの。
- ・ 事業を実施した場合に生ずる便益（受益者が享受できる効果を貨幣換算したもの）と事業実施に必要な費用との比率（B/C）が1以上になること。（一部不要）

1. 水産業強化支援事業

- ・ 浜プランの取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること。（一部不要）
- ・ 受益戸数は原則5戸以上であること。
- ・ 事業費が500万円以上であること。（整備する施設により200、300万円の場合あり）

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・ 広域浜プランの取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること。
- ・ 受益戸数は原則25戸以上であること。
- ・ 事業費が5000万円以上、12億円未満であること。
- ・ 輸出増加又は競合輸入品に対して優位となる取組であること。

[補助対象経費・補助率など]

1. 水産業強化支援事業

- ・補助率は整備する施設により 1/2 以内、4/10 以内のものがある。対象施設は以下のとおり。

補助率 1/2 以内の施設	補助率 4/10 以内の施設
荷さばき施設、鮮度保持施設、作業保管施設、海水処理施設、漁業作業軽労化機能整備、燃油補給施設、省エネルギー型施設機能整備、女性活動拠点施設、小規模漁場施設等	加工処理施設、畜養施設、漁獲物運搬施設、漁船保全修理施設等

- ・個人施設又は目的外使用の恐れがある施設、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等は交付対象としない。
- ・施設撤去費用は交付対象としない。

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・補助率は 1/2 以内。対象施設は以下のとおり。

整備対象施設
荷さばき施設、省エネルギー型施設機能整備、燃油流通効率化施設、加工処理施設、自然エネルギー利用施設、海業支援施設、作業保管施設、海水処理施設、岸壁等の軽労化施設、密漁等監視施設、漁具漁箱等洗浄施設、固定式燃油補給施設、鮮度保持施設、水産廃棄物等処理施設

- ・個人施設又は目的外使用の恐れがある施設、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等は交付対象としない。
- ・施設撤去費用は 1 億円未満が支援対象となる。ただし事業費との合計が 1 2 億円未満となること。

No. 6 求人情報を出したい・知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業後継者対策事業費	事業の所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業主体]

茨城県漁業就業者確保育成センター
(事務局：漁政課 経営・組合グループ)

[事業内容]

漁政課のホームページ等により、本県内の漁業に関する求人情報を提供し、漁業への新規就業を促進します。

[求人の手続]

求人したい方は、漁協を通じて求人シートをセンターに提出してください。センターは、漁政課のホームページに求人情報を掲載します。

【求人シート記載内容】

- 求人する方の①氏名、②住所、③電話番号、④問合せ時間帯
 ⑤漁業種類、⑦対象魚種、⑧漁船総トン数、⑨募集人数、⑩仕事内容
 ⑪条件（年齢、資格等）、⑫待遇（勤務時間、休日、月給、賞与、昇給、福利厚生）
 ⑬所属漁協、⑭漁港、⑮住居・宿泊施設の有無、⑯見学・体験乗船の有無など

[その他]

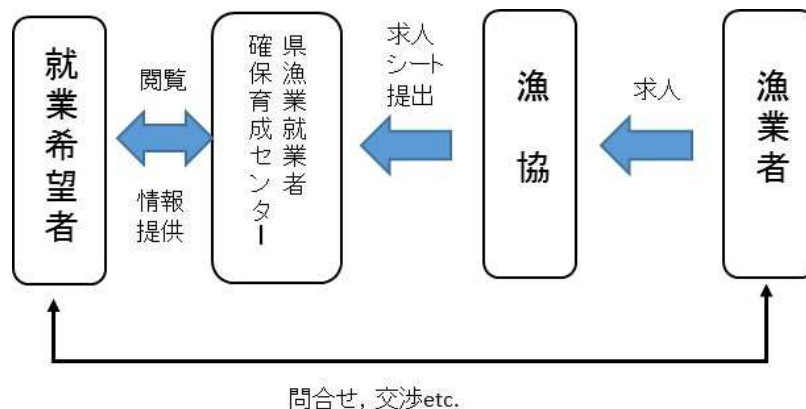
センターの求人情報は、茨城県漁政課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/keiei/kyujin/index.html>



漁政課 → 漁師になりたい方への求人・漁業へ就業を希望する皆様へ

[事業の仕組み]



No. 7 新規就業者定着の支援を受けたい (トライアル雇用研修)

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業（沿海地区） （トライアル雇用研修支援）	事業の所管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

[事業主体] 茨城県漁業就業支援協議会

（茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立）

[事業内容] 県内漁協及び漁業者が受入機関となって研修者（就業希望者）を受入れ、トライアル雇用(短期)を実施した場合に、受入機関（漁業者）には研修に伴う指導謝金等を支払います。

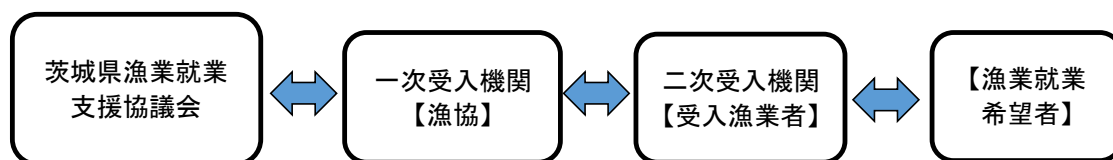
[補助要件等] 助成対象となる研修生

- ・ 漁業未経験者
 - ・ 受け入れる漁業者の 3 親等以内でないこと。 ほか
- (注) ・ 研修者を受け入れる漁業者にも一定の要件があります。

[補助対象経費・補助率など]

- ・ 研修生を指導する漁業者への謝金
最大 9.4 万円／月（最長 3 ヶ月間）
 - ・ 研修生の旅費、住居費（上限 2.7 万円）
 - ・ 研修生の装備品（ライフジャケット等）
- (注) 国の補助金が十分でない場合は減額となる場合があります。

[事業の流れ]



No. 8 新規就業者定着の支援を受けたい (長期研修)

最初の相談先	所属漁協 普及員 (水産試験場)	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業 (沿海地区) 経営体育成総合支援事業 (霞ヶ浦北浦地区) (長期研修支援事業)	事業の所管機関	国 (水産庁 企画課)

事業の概要

[事業主体] 茨城県漁業就業支援協議会

(茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立)

[事業内容] 県内漁協及び漁業者が受入機関となって研修者 (就業希望者) を受入れ、長期研修を実施。受入機関 (漁業者) には研修に伴う指導謝金等を支払う。
(注) 漁業だけで周年就業が困難な場合、漁業以外も含めた複数の就業先を用意して受入可能な場合に限り、期間雇用による研修も支援対象になります。

[補助要件等] 助成対象となる研修生

【被災地次世代漁業人材確保支援事業】 (沿海)

- ・ 漁家子弟 (3 親等以内) や外部雇用を含む新規就業者を対象とした長期研修

【経営体育成総合支援事業】 (霞ヶ浦北浦)

- ・ 漁業への就業意欲が高く、これまで 1 年以上漁業に従事したことがないこと。
- ・ 受け入れる漁業者の 3 親等以内でないこと。 ほか

(注) ・ 研修者を受け入れる漁業者にも一定の要件があります。

[補助対象経費・補助率など]

研修生を指導する漁業者への謝金 (国の補助金が十分でない場合は減額の場合があります)

【被災地次世代漁業人材確保支援事業】 (沿海)

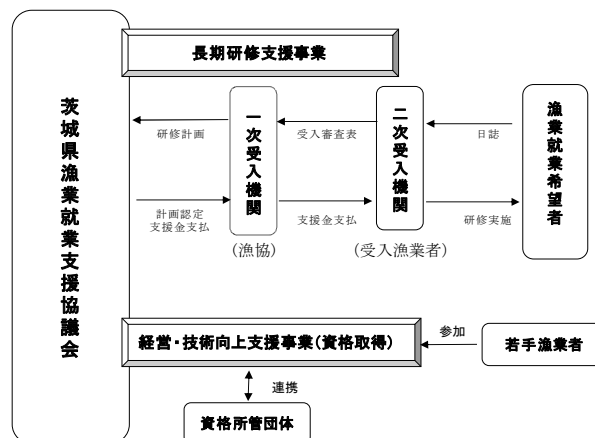
- ア. 雇用型 (研修後は雇用) 最大 18.8 万円/月 (最長 2 年間)
- イ. 独立型 (研修後は独立) 最大 28.2 万円/月 (最長 4 年間)

【経営体育成総合支援事業】 (霞ヶ浦北浦)

- ア. 雇用型 (研修後は雇用) 最大 14.1 万円/月 (最長 2 年間)
- イ. 独立型 (研修後は独立) 最大 28.2 万円/月 (最長 4 年間)

[その他]

茨城県漁業就業支援協議会
の業務



No. 9 漁業に必要な資格を取得したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 （ ）		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業(沿海地区) (経営・技術向上支援事業)	事業の 所管機関	国（水産庁 企画課）
事業の概要 [事業主体] 茨城県漁業就業支援協議会 （茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立） [事業内容] 漁業に必要な資格の取得を支援します。 （沿海地区）①小型船舶免許:3 名程度支援予定 ②第二級海上特殊無線技士：4 名程度支援予定 ③クレーン ④フォークリフト等 の資格取得を支援します。 [補助要件等] 漁業就業者 漁業に就業する強い意志があり、就業予定の漁協等から推薦が得られる者が対象です。 [補助対象経費・補助率など] ①補助対象経費：講習受講料、教材費（試験料、身体検査料、登録免許税、消費税は対象外） ②補助率：対象経費全額 （注）・すべての資格取得について、国の補助金が十分でない場合、一部負担していただくことがあります。 ・第二級海上特殊無線技士については、協議会が開催する講習会に参加していただきます。 [その他] 茨城県漁業就業支援協議会 の業務			
<pre> graph TD A[茨城県漁業就業支援協議会] --- B[長期研修支援事業] C[漁業就業希望者] -- 日誌 --> D[二次受入機関
(受入漁業者)] D -- 受入審査表 --> E[一次受入機関
(漁協)] E -- 研修計画 --> B B -- 計画認定 支援金支払 --> E E -- 支援金支払 --> D D -- 研修実施 --> F[若手漁業者] F -- 参加 --> G[経営・技術向上支援事業
(資格取得)] G <--> H[資格所管団体] G --- B </pre>			

No. 10 漁業士になりたい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他	
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室 漁政課 企画調整グループ	TEL 029-262-4179	FAX 029-263-0414	TEL 029-301-4070	FAX 029-301-4089
事業名	漁業後継者対策事業	事業の所管機関	県 漁政課		

事業の概要

[事業主体]

茨城県 農林水産部 漁政課

[事業内容]

県では、漁業後継者を育成・確保するため、優れた漁業青年や指導者、漁家生活の向上に意欲的な女性などを漁業士として認定しており、現在 66 名（令和 5 年 4 月）の漁業士の方々に地域漁業の活性化と本県水産業の発展のためにご活躍をいただいております。

《活動内容》

漁業生産・経営の安定化のため、視察研修の企画実施やイベント等での PR 活動など、地域や県を越えて様々な活動を行っています。

《認定基準》

漁業士の区分ごとに以下の基準を満たし、かつ県が開催する漁業士講座を履修した者。

○青年漁業士（40 歳未満）

漁業青少年の集団活動に積極的に参画し、中心的活動ができると見込まれる者 など

○指導漁業士（40 歳～60 歳未満）

漁業技術、経営管理能力等が優れ、青年漁業士として 5 年以上活動した者 など

○女性漁業士（60 歳未満）

漁村の集団活動等に積極的に参画し、漁家生活の向上に意欲的に取り組む者 など

《認定手順》

①漁業士講座の受講申請（漁協組合長→県）

②漁業士講座の受講（漁業士候補者）

③漁業士の推薦（漁協組合長→県）

④茨城県漁業士認定委員会による審査

⑤認定（県→漁業士）

[その他]

詳しくは普及員にお問い合わせください。



令和 5 年度認定漁業士

No. 11 子供に水産や海の知識を学ばせたい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室	(経営普及室) TEL 029-262-4179 FAX 029-263-0414		
事業名	出前授業	事業の所管機関	茨城県水産試験場	

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

子どもたちに水産業や海に関心をもってもらうため、出前授業の支援を行います。
 小・中学生を対象とした漁業や海洋環境など本県水産業に関する授業、学習会等の講師として水産業普及指導員が伺います。
 出前授業の時期・内容は水産業普及指導員にご相談下さい。

No. 12 家族経営から法人経営に転換したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の担当者 その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業後継者対策事業	事業の所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業実施者]

家族経営から法人経営への転換を考えている沿岸漁業者等（沖底漁業含む）。

[事業内容]

法人経営への転換を考えている沿岸漁業者を対象に、県が税理士などの専門家を派遣して、法人化に向けた個別相談の支援を行います。

支援をご希望される方は、所属漁協や水産業普及指導員、県漁政課等にご相談ください。

No. 13 収益性を重視した操業・生産体制に転換したい（もうかる漁業）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075	FAX029-301-4089
事業名	漁業構造改革推進事業 (もうかる漁業創設支援事業)	事業の 所管機関	国（水産庁 研究指導課）、(NPO 法人) 水産業・漁村活性化推進機構

事業の概要

【事業実施者】 地域協議会から選定された漁協等

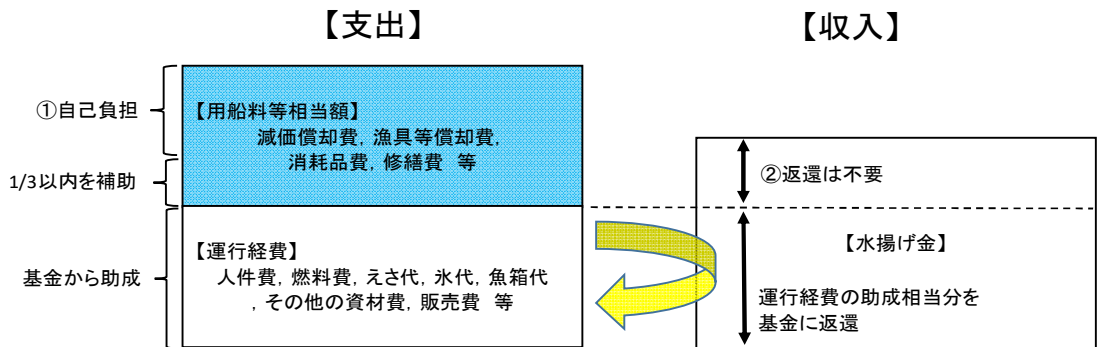
【事業内容】 沿岸漁業の他各種漁業を対象に、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性の高い操業・生産体制への転換を推進し、厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成するため、地域協議会が収益性を向上するための改革計画を作成し、その改革計画に基づく実証事業の取組を支援します。

【実証事業のメニュー例】 改革型漁船等の収益性改善の実証事業（改革型メニュー）

省エネ型、省人型若しくは省力化型の改革型漁船若しくは漁網を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証等の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するもの。支援期間は3年。

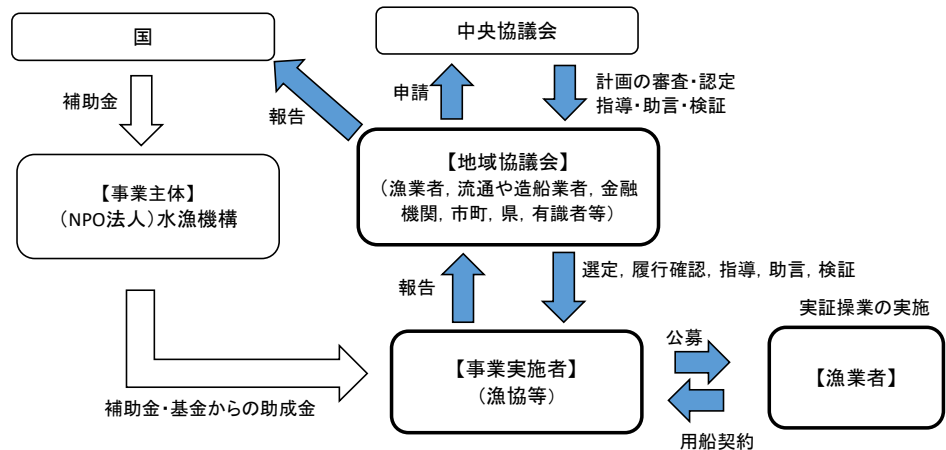
(本県活用事例) 神栖市地域プロジェクトの「小型底びき網漁業新規着業」の取組み

【支援のイメージ（改革型メニューの場合）】



支援期間中は①<②なら赤字にならない。

【事業の仕組み】



No. 14 漁業や操業等の改善について相談したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場等） 県の事業担当者 その他 ()		
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室	(経営普及室)	TEL 029-262-4179 FAX 029-263-0414
	霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課	(振興課)	TEL 029-822-7270 FAX 029-822-0848
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場 霞ヶ浦北浦水産事務所

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場、霞ヶ浦北浦水産事務所

[事業内容]

水産試験場及び霞ヶ浦北浦水産事務所に配置された水産業普及指導員が、漁業経営、漁業技術、流通対策など漁業に関する相談や新たな漁業種類の導入、漁業技術の改良、漁船・漁業機器の更新など操業等に関する改善などの相談を受け、その内容に応じて、必要な情報の提供や専門家などの相談先を紹介します。

[その他]

相談については、水産業普及指導員が随時受け付けているほか、沿海地区（北部地区担当、中部地区担当、南部地区担当）及び霞ヶ浦北浦地区の水産業普及指導員が担当地域を巡回していますので、お気軽にお声がけください。

No. 15 燃油価格高騰の影響を軽減したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業経営セーフティネット構築事業	事業の所管機関	水産庁 企画課

事業の概要

[事業主体]

（一社）漁業経営安定化推進協議会（全国規模の団体）

[事業内容]

燃油の価格が上昇した場合の影響を緩和するための備えとして、国や漁業者等によって構築されたセーフティネットに加入することで、燃油高騰時に支援を受けられます。

具体的には、漁業者と国は、燃油価格の上昇に備えて資金を積み立て、原油価格が一定の基準※を超えて上昇した場合などに、加入した漁業者に対し補填金が支払われます。

※主な補填基準：「7中5平均値」

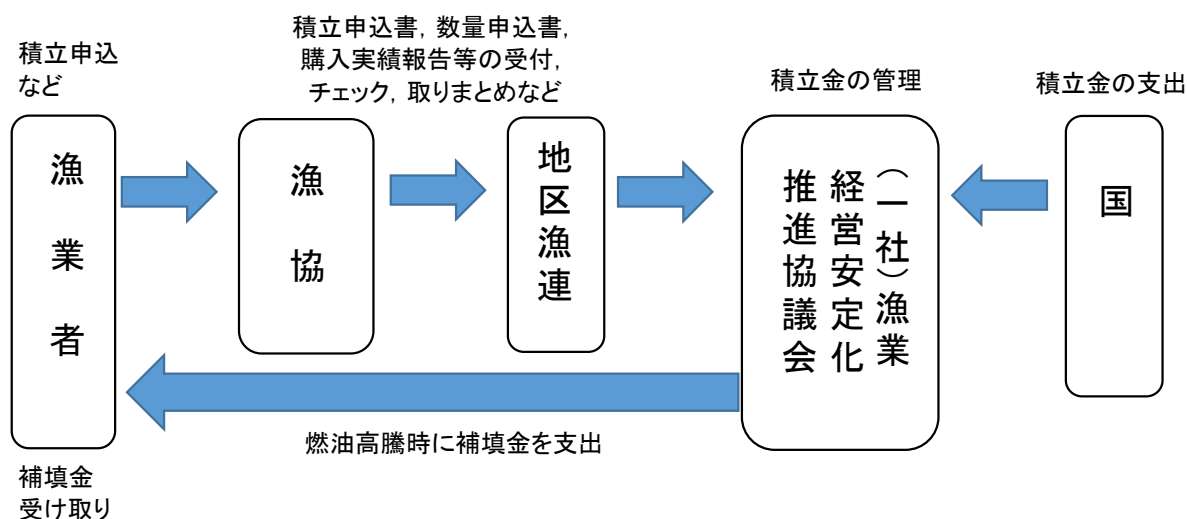
直前7年間（84ヶ月）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値

[加入状況]

本県のセーフティネット加入実績：10組合 289件（R6年2月現在）

（内訳：まき網14件、沖底7件、小底12件、小型船230件、内水面25件、定置1）

[事業の仕組み]



No. 16 不漁の影響を軽減したい（漁獲共済）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁獲共済	事業の所管機関	全国合同漁業共済組合 (茨城県事務所)

事業の概要

[事業主体] 全国合同漁業共済組合（茨城県事務所）

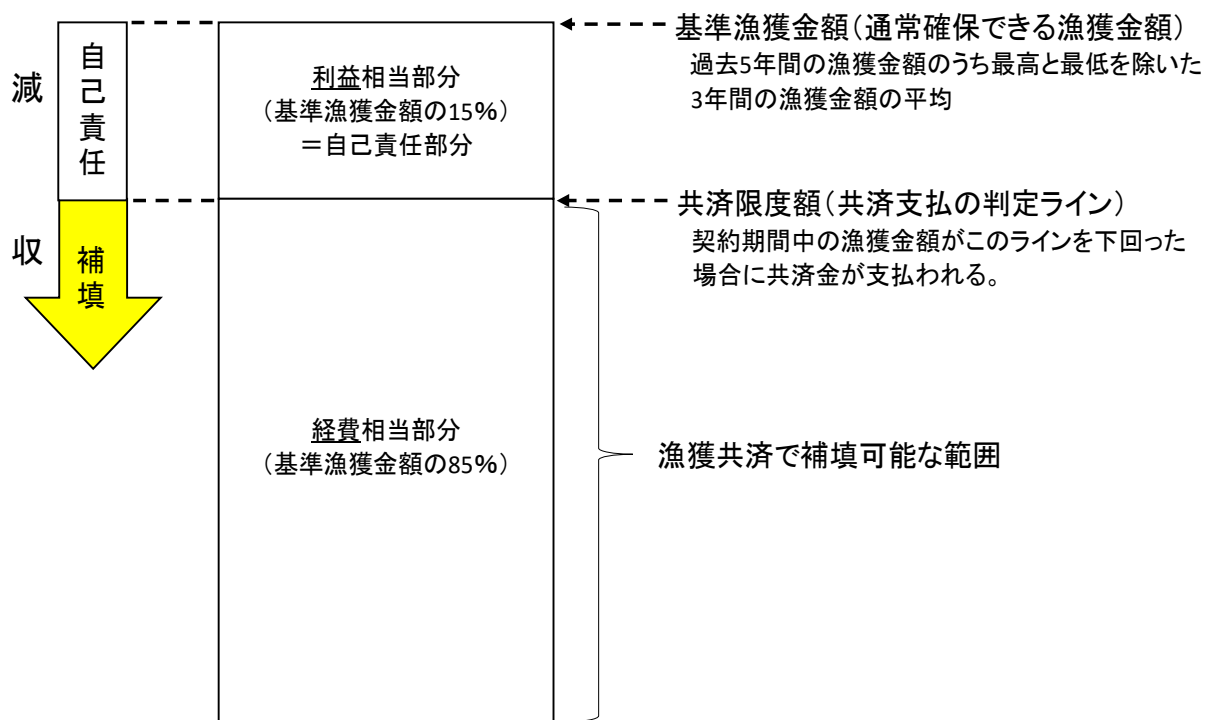
[事業内容]

- ・漁業共済は、漁獲金額等が不漁等で減少した場合の損失を補てんする保険です。
- ・漁業者が負担する共済掛金は全体でプール管理され、事故発生時の補填原資となります。
(共済掛金は掛け捨て)

[共済金の算出]

- ・漁獲共済をはじめとする漁業共済は、漁業経営の現状維持的な再生産の確保を目的とするため、補てんの対象は漁業経営に必要な「経費相当分」のみで、「利益相当分」は対象外。
- ・そのため、通常確保できると思われる漁獲金額に、限度額率（※共済規程で漁業種類毎に定める。小型合併漁業は85%）を乗じて「共済限度額」を算出し、漁獲金額が「共済限度額」を下回った場合に、共済金が支払われる。
- ・原発事故に伴う賠償金等は、共済金支払判定の際は漁獲金額として算定される。

[共済金のイメージ図]



No. 17 不漁の影響を軽減したい（積立プラス）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	積立プラス (漁業収入安定対策事業)	事業の 所管機関	全国合同漁業共済組合（茨城県事務所）、水産庁企画課

事業の概要

[事業主体]

全国合同漁業共済組合（茨城県事務所）

[事業内容]

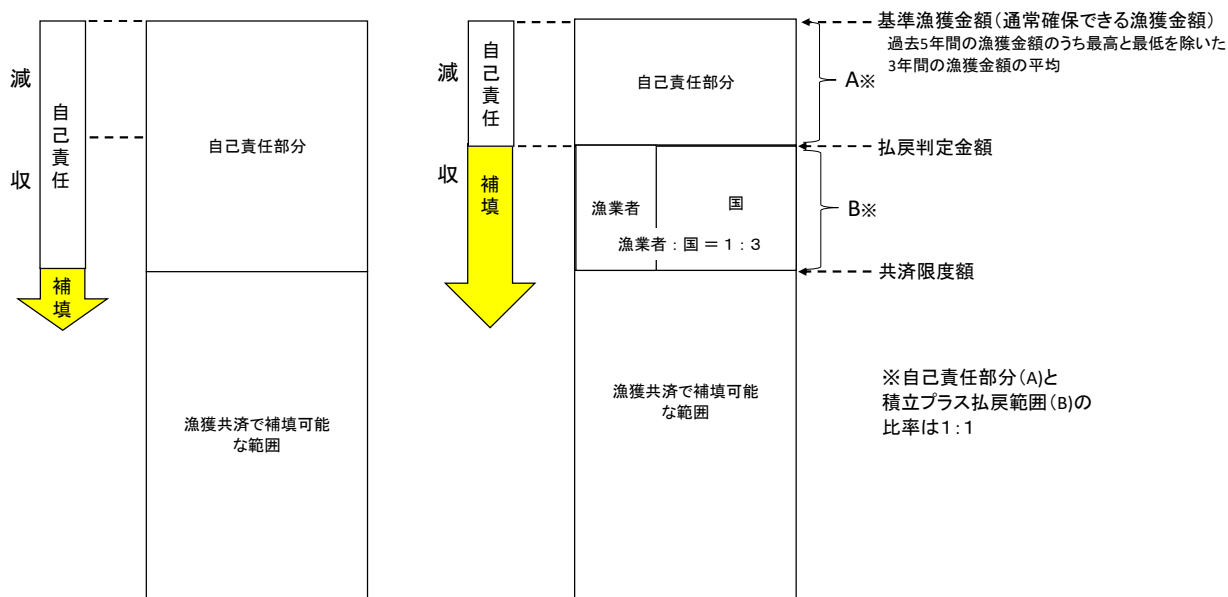
漁獲共済の仕組みを利用した補完措置として、資源管理に取り組む漁業者が共済発動に満たないレベルの漁獲金額の減収となった場合に、減収額の一部を補てんする制度です。資源管理計画を作成の上、漁業共済に加入することで参加資格を得られます。

補填原資は、漁業者自身と国による積立て（比率1：3）。各漁業者の積立ては、個人ごとの支払準備資産として管理され、支払（事故）が無かった場合、全額本人に返還される。（漁業共済と異なり積立金は掛捨てではありません。）

[加入要件]

- ①漁獲共済加入要件（契約割合が著しく低い低附保加入でなく、契約割合30%以上の実質加入であること。）
 - ②資源管理計画取組要件
- ※ 漁業共済のみ加入し、積立プラスは加入しないこととするのも可能（逆は不可）。

[漁獲共済のみと積立プラスありとの違い]



【漁獲共済のみ】

【漁獲共済+積立プラス】

No. 18 不慮の漁船損壊の心配を軽減したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (漁船保険組合) </div>	
県の担当グループ	漁政課 調整・漁船グループ (TEL 029-301-4080)		
事業名	漁船保険制度	事業の所管機関	日本漁船保険組合 茨城県支所

事業の概要

[事業主体]

日本漁船保険組合茨城県支所 TEL 029-221-8526

[事業内容]

漁船損害等補償法に基づく漁船保険制度

1 目的

- (1) 漁船に対する不慮の事故による損害の復旧を容易にする。
- (2) 漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び賠償責任の発生により漁業経営が困難となることを防止する。
- (3) 漁船に積載した漁獲物等に対して不慮の事故による損害を補てんする。

2 漁船保険の種類及び補償内容

(1) 普通損害保険

沈没、座礁、火災などの事故によって漁船に生じた損害及び漁船を救助するために要した費用。

(2) 満期保険

保険の内容は、普通損害保険と同じ。(保険期間満期時に満期保険金あり。)

(3) 漁船船主責任保険

漁船が衝突した場合の相手船に対する損害賠償責任や漁船の運航に伴って生じた第三者に対する賠償責任及び費用。

(4) 漁船乗組船主保険

漁船の船主であり同時に乗組員である方が、漁船上において不慮の事故によって死亡したり行方不明になった場合又は後遺障害となった場合。

(5) 漁船積荷保険

漁船に発生した事故が原因となって、その漁船に積載されていた漁獲物や仕込みに生じた損害。

(6) プレジャーボート責任保険

5 t 未満のプレジャーボートの運航に伴って生じた賠償責任や、救助費用。

(7) 転載積荷保険

冷凍運搬船に転載した漁獲物等に生じた損害。

No. 19 漁業士、女性漁業士、研究会、女性部等の活動を支援して欲しい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場等）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室	(経営普及室)	TEL 029-262-4179	FAX 029-263-0414
	霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課	(振興課)	TEL 029-822-7270	FAX 029-822-0848
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場 霞ヶ浦北浦水産事務所	

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場、霞ヶ浦北浦水産事務所

[事業内容]

漁業士、女性漁業士、研究会、女性部等漁業者グループにおいて、新たな漁業技術の導入、環境保全対策、魚食普及活動、6次産業化活動など漁業振興に関する活動の支援を希望する場合には、所属する漁協経由で水産試験場及び霞ヶ浦北浦水産事務所に配置された水産業普及指導員に相談してください。

水産業普及指導員は相談内容に応じて、各種情報の提供、研修会の開催など、制度的・技術的支援を行います。

[その他]

必ず所属する漁協担当者にご相談の上、水産業普及指導員に連絡ください。

なお、相談するかどうか悩んでいる場合には、沿海地区（北部地区担当、中部地区担当、南部地区担当）及び霞ヶ浦北浦地区の水産業普及指導員が担当地域を巡回していますので、お気軽にお声がけください。

No.20 水産加工品を試作したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (水産試験場) </div>
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部	(水産物利用加工部) TEL 029-262-4176 FAX 029-263-0414		
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場	

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

水産関係団体に所属する方などが水産加工品の試作・研究を実施する場合、茨城県水産試験場水産加工実験棟（試験研究用備品類を含む）をご利用いただけます。

●利用できる施設等

実験棟施設及びその内部の試験研究用備品類等

●利用者及び利用範囲

施設等の利用者は、県内に居住し、かつ、次に掲げるものとしします。

1. 水産試験場と業界の共同研究
2. 水産関係団体の研究
3. 個々の企業にあっては、その者の属する水産関係団体の長が水産業の発展に必要と認め、かつ、水産試験場長（以下「場長」という。）が適当と認めた研究等
4. その他、場長が水産業の発展に資すると認めた研究

●使用できる日時

月曜日から金曜日（年末・年始及び国民の祝日を除く）

午前9時から午後4時まで

●利用手続き

利用予定日の3日前までに水産関係団体の長等を通じて規定の利用申込書を提出してください。

●利用料 970円／1時間～2,700円／1時間

※利用される機器によって料金が異なりますので、ホームページでご確認ください。

●詳しくは水産試験場のホームページをご覧ください。

場所：トップページ > 茨城を創る > 農林水産業 > 水産業 > 茨城県水産試験場
> 水産物利用加工部 > 水産物利用加工部水産加工実験棟利用規程

[URL]

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/suisan/kitei/riyokitei.html>



QRコードはこちら

No. 21 6次産業化に取り組みたい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室 漁政課 企画調整グループ 農業技術課 研究・普及グループ	TEL029-262-4179 FAX029-263-0414 TEL029-301-4070 FAX029-301-4089 TEL029-301-3936 FAX029-301-3937		
事業名	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	事業の所管機関	県	農業技術課

事業の概要

[事業主体] 茨城農山漁村発イノベーションサポートセンター（県からの委託）

[事業内容]

- (1) 農山漁村発イノベーションに取り組む事業者で支援実施後3～5年間の経営改善目標を自ら掲げる者のうち、農山漁村発イノベーションサポートセンターが選定した者を支援対象者とします。
- (2) 経営戦略作成や商品開発、販路開拓など課題に応じて専門家（農山漁村発イノベーションプランナー）を派遣し、6次産業化を含む農山漁村発イノベーションに取り組み経営改善を図ろうとする農林漁業者を支援します。
 - ※ プランナーの派遣費用は、サポートセンターが負担します。
 - ※ 支援対象者以外の方からの相談については、原則として専門家を派遣せず、企画推進員による対応となります。

[その他]

- ・推進支援事業（ソフト事業）は、新商品開発や販路開拓等の取組を行うために必要となる新商品開発や、商談会等への出展等に要する経費などが対象
- ・施設整備事業（ハード事業）は、農林水産物等の生産・加工・販売等に必要な施設等の整備に要する経費などが対象
- ・施設整備事業（ハード事業）補助要件は、総合化事業計画等に基づいて実施する取組であることや、多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築すること、制度資金等の融資を活用すること等。
- ・詳しいことは、県の担当グループにお問い合わせ下さい。

No. 22 イワシ・サバ類の脂肪量を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 (県 HP)
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部 回遊性資源部	(水産物利用加工部) TEL 029-262-4176 (回遊性資源部) TEL 029-262-4172 FAX 029-263-0414	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場

[事業内容] 県内漁港に水揚げされるマイワシやサバ類について、用途の判断に必要な脂肪量の情報を提供します。

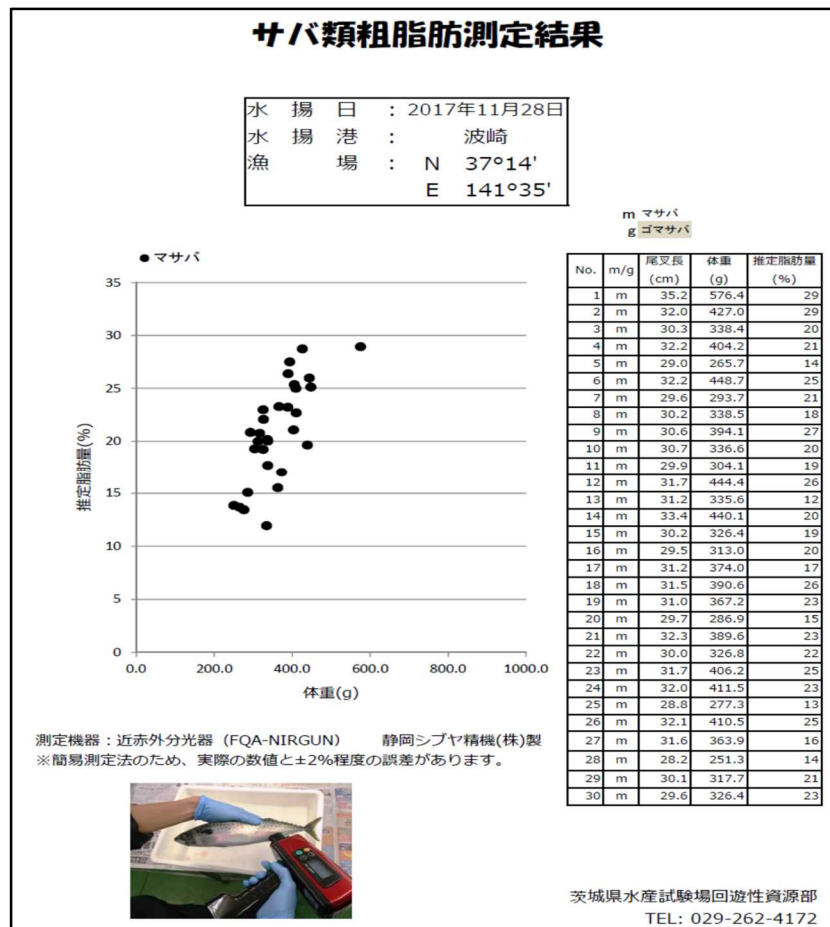
[広報内容] 代表的な水揚物から魚種別に 30 尾を無作為に抽出し、体重と脂肪量 (%) の関係を可視化してお知らせしています。

[URL] <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/kaiyu/sabasoshibo.html>

[検索キーワード] 「茨城県水産試験場」、「マイワシ」、「サバ類」、「脂肪量」

[広報の例]

QR コードはこちら



No.23 水産加工品に混入した異物が何か調べて欲しい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (水産試験場) </div>
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部	(水産物利用加工部) TEL 029-262-4176 FAX 029-263-0414
事業名	—	事業の所管機関 茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

- 漁業者および水産加工業者が製造した水産加工品に混入していた異物を調べます。
 - ・ 相談は随時受け付けておりますので、電話でお申し込みください。
 - ・ 調べたい異物と必要事項を記入した申込書を、持参または水産試験場あてに送付してください。（異物を持参された場合は水産試験場で申込書を作成可能です）
 - ・ 申込書をお持ちでない場合は、FAXでお送りしますので、お申し出ください。
 - ・ 申込書に記入する必要事項は、記載事例を参考にしてください。
- 相談に対応できる日時
 - 月曜日から金曜日（土日、年末・年始及び国民の祝日を除く）
 - 午前9時～午後5時
- その他
 - ・ 料金は無料です。
 - ・ 異物を推定できない場合もあります。
 - ・ 異物が推定されても、証明書は発行できません。

[記載事例]

所属組合もしくは住所 : 那珂湊

会社・依頼者名 : 株〇〇水産（担当者 〇〇）

連絡先 : <必ずご記入ください>

原料魚名 : イワシの稚魚（原料魚の産地がわかれば記載してください）

製品名 : しらす干し

相談項目 : 1. 異物混入を○で囲んでください

相談内容 : 調べたい異物について、分かる範囲でご記入ください
 例) 製品の中に髪の毛のようなものが入っていた
 缶詰の汁に虫が入っていた
 また、製品の状況、返品品の状況については、当てはまるものを○で囲み、必要に応じて補足事項をご記入ください

No. 24 水産加工業の支援策について知りたい 「水産加工業者向け総合案内窓口」

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 企画調整グループ	TEL 029-301-4070 FAX 029-301-4089	
事業名	水産加工業の振興(ワンストップ窓口) に関する事	事業の所管機関	漁政課

事業の概要






【事業主体】 茨城県農林水産部漁政課




【事業内容】

茨城県内で水産加工業を営まれている皆様からの幅広いお問合せに対応するため、茨城県では農林水産部漁政課内に「水産加工業者向け総合案内窓口」を設置しております。

特にお問合せの多い内容は下表のとおりですが、水産加工業の支援策にかかるお問合せは、総合案内窓口である農林水産部漁政課企画調整グループ（電話番号：029-301-4070）、または、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所指導課（電話番号：029-822-7285）へお気軽にお問合せください。

【内容別問い合わせ先一覧】

お問合せ内容	お問合せ先	
水産加工業全般に関する内容 (霞ヶ浦北浦地区を除く) 水産物の輸出に関する内容	茨城県農林水産部漁政課企画調整グループ 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話番号：029-301-4070／FAX 番号：029-301-4089	
水産庁の金融予算に関する内容 水産業加工業協同組合に関する内容	茨城県農林水産部漁政課経営・組合グループ 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話番号：029-301-4075／FAX 番号：029-301-4089	
HACCP 対応のための施設 改修支援事業に関する内容	茨城県農林水産部水産振興課流通加工・内水面グループ 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話番号：029-301-4114／FAX 番号：029-301-4029 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/suishin/index.html	
経済産業省（中小企業庁） 関連予算に関する内容	茨城県よろず支援拠点 〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 12 階 電話番号：029-224-5339／FAX 番号：029-221-8840 https://yorozu-ibaraki.jimdofree.com/	
霞ヶ浦北浦地区における水 産加工業全般に関する内容	茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所指導課 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 電話番号：029-822-7285／FAX 番号：029-822-0848 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/kasui/index.html	

水産加工技術に関する内容	茨城県水産試験場水産物利用加工部 〒311-1203 ひたちなか市平磯町三ツ塚 3551-8 電話番号：029-262-4176／FAX 番号：029-263-2058 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishisuisan/kako-top.html	
食の安全に関する内容 食品表示に関する内容	茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話番号：029-301-3424／FAX 番号：029-301-0800 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin.html	
[その他] ・ 水産加工業者向け支援措置ガイドブック（水産庁、中小企業庁） https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/onestop.html		

No. 25 漁獲物や水産加工生産品の品質管理・向上の指導を受けたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者 その他 (水産試験場)		
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部	(水産物利用加工部)	TEL 029-262-4176 FAX 029-263-0414
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

- 漁業者等からの要望に応じて、漁獲物や水産加工生産品の品質管理に関する助言及び講習を行っています。受け付けは随時行っておりますので、電話でお申し込みください。
- 実施できる日
月曜日から金曜日（土日、年末・年始及び国民の祝日を除く）
※実施日等については、日程調整をしたうえで決定します。
- その他
料金は無料です。

No. 26 市場の衛生管理を向上させたい

最初の相談先	所属漁協 普及員 (水産試験場) 県の事業担当者 その他 ()		
県の担当グループ	(市場衛生管理の指導・相談)	水産試験場	水産物利用加工部 TEL: 029-262-4176 FAX: 029-263-0414
	(市場衛生管理関係の施設整備)	水産振興課	栽培・施設グループ TEL: 029-301-4119 FAX: 029-301-4129
事業名	(施設整備関係) ①水産業強化支援事業(経営構造改善目標) ②水産業強化支援事業 (加工流通構造改善目標) ③水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の所管機関	国(水産庁防災漁村課)

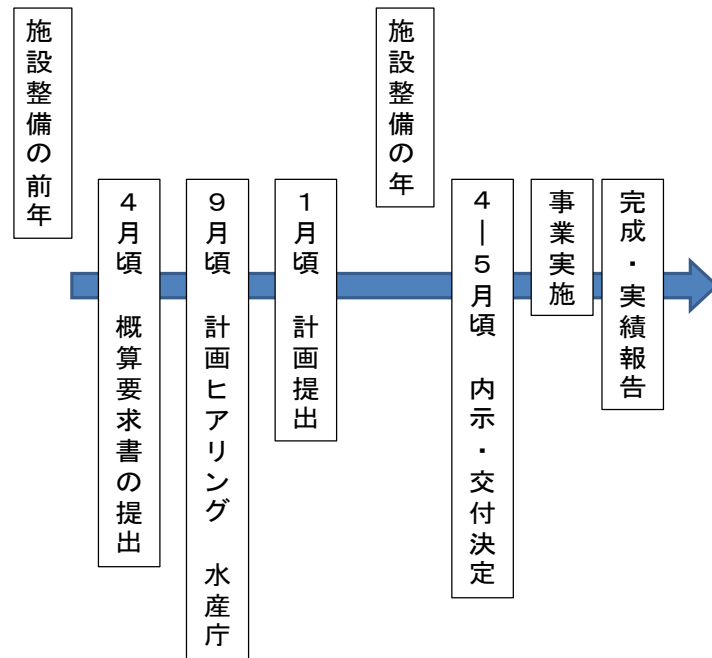
事業の概要

1. 市場の衛生管理に関する指導・相談 (水産試験場 水産物利用加工部)
 - ・市場衛生管理の課題抽出・調査等の指導・相談
 - ・衛生管理マニュアルの整備
 - ・その他市場の衛生管理に係る相談
2. 市場の衛生管理に係る施設の整備 (水産振興課 栽培・施設グループ) → No4 参照

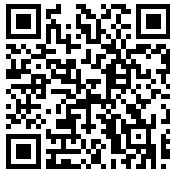
【事業の比較】

	水産業強化支援事業		水産業競争力強化 緊急施設整備事業
	経営構造改善目標	加工流通構造改善目標	
実施主体	県、市町村、漁業協同組合等	県、市町村、水産業協同組合等	県、市町村、水産業協同組合等
受益者数	原則 5 戸以上		原則 25 戸以上
国費上限	なし		12 億円 ※撤去費除く
事業費下限	500 万円	1,000 万円	5,000 万円
補助率	1/2 以内		1/2 以内
従前施設 撤去費	対象外		対象 ※1 施設あたり国費 1 億円が上限
その他	・浜の活力再生プラン に当該施設の位置付け が必要 (一部不要)	・浜の活力再生プラン に当該施設の位置付け が必要	・広域浜プランに当該施設 の位置付けが必要 ・輸出増加又は競合輸入 品に対して優位となる取 組が必須

【事業の流れ】



No. 27 放射性物質の検査結果を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (県HP) </div>
県の担当グループ	漁政課 調整・漁船グループ (TEL 029-301-4080)		
事業名	・農林水産物モニタリング強化事業費（農業技術課） ・水産物安全確認モニタリング調査事業費（漁政課）	事業の所管機関	国（厚生労働省食品監視安全課，水産庁研究指導課）
事業の概要 <div style="margin-left: 20px;"> [事業主体] 茨城県 [事業内容] 県内で漁獲、採取され出荷される魚介類について放射性物質（セシウム）濃度の検査を実施し、測定結果について速やかに公表します。 [広報内容] 茨城県及び県内関係漁業協同組合が漁獲、採取した魚介類についての放射性物質（セシウム）濃度の検査の結果をまとめて、県のホームページに公表しています。 また、検査結果を利用される方の利便性も考慮し、ホームページ画面を印刷することで、県の検査結果証明書とすることもできるようになっています。 なお、ALPS 処理水の放出に伴う水産物のトリチウムの検査結果についても、水産庁のHPで公表しています。 [HP アドレス] http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/chosei/houshanou/index.html </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">  </div> <div style="margin-left: 20px; margin-top: 20px;"> [検索キーワード] 「茨城県 農林水産物モニタリング情報」、「茨城県 水産物 放射能関係情報」 </div>			

No. 28 貝毒について知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他	
県の担当グループ	漁政課 企画調整グループ	TEL 029-301-4070 FAX 029-301-4089
事業名	漁場環境調査対策事業	事業の所管機関 漁政課

事業の概要

[事業主体]

茨城県農林水産部漁政課

[事業内容]

貝毒とは、主に二枚貝が毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒を蓄積させる現象です。毒が蓄積した貝類をヒトが食べると、中毒症状を引き起こすことがあります。漁政課では、二枚貝を漁獲する漁業協同組合と協力し、定期的に貝毒検査を行っています。

○検査対象

本県産のハマグリ（チョウセンハマグリ）、ホッキガイ（ウバガイ）、イワガキ

○検査時期

2種類の貝毒について、それぞれ発生する可能性が高い時期（○）に検査を行っています。

貝毒の種類	検査対象	3月	4月	5月	6月	7月	8月
麻痺性	ハマグリ、ホッキガイ	○	○	○	○		
下痢性	ハマグリ、ホッキガイ、イワガキ				○	○	○

[その他]

本県の貝毒発生情報や本県産二枚貝の貝毒検査結果は、茨城県ホームページでご確認いただけます。 ホーム> 茨城を創る> 農林水産業> 水産業> 漁政課> 貝毒について

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/kikaku/kaidoku/index.html>



○本県における直近 10 年の貝毒発生状況（○：麻痺性、●：下痢性）

年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ハマグリ										
ホッキガイ									○	
イワガキ										
ムラサキイガイ	○	H27 年度以降は検査対象から除外								

ハマグリ：H8 以降発生なし（H7 麻痺性貝毒発生）、

ホッキガイ：R4 麻痺性貝毒発生、イワガキ：これまで発生事例なし、

ムラサキイガイ：H27 以降検査対象から除外（平成 27 年 3 月 6 日付け 26 消安第 6073 号）

No. 29 水産物を輸出したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者 その他		
県の担当グループ	漁政課 企画調整グループ	TEL 029-301-4070 FAX 029-301-4089	
事業名	県産水産物輸出促進事業	事業の所管機関	県 漁政課

事業の概要

[事業主体]

茨城県 農林水産部 漁政課

[事業内容]

- ・ 外国向け公的証明書の発行、輸出用冷凍船・生産漁船・施設の公的確認と認定
- ・ 輸出量・金額・品目等を詳細に把握するための調査
- ・ 水産加工業者への情報提供や個別指導、新たな品目の発掘、業者間マッチング

[その他]

(1) 漁政課メールリスト

商談会や展示会、支援事業等情報をメールで配信しております。配信を希望される方は漁政課企画調整グループにお問い合わせください。

輸出証明書発行手続きや県産水産物輸出調査結果は、茨城県ホームページでご確認いただけます。 ホーム> 茨城県の各部局の業務案内> 農林水産部> 本庁> 漁政課> 水産物輸出について

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/kikaku/yushutsu/yusyutu-hub2.html>



(2) いばらきグローバルビジネス推進協議会（令和元年5月設立）

海外向け営業活動（県産品の海外販売促進）の支援体制や取組強化を目的とし、農産物・加工品を扱う「食品部会」の会員数は、令和6年3月現在 220 です（会費無料、要入会申込）。

協議会は、【営業活動】例：海外バイヤー等に向けた協議会会員の商品・組織情報、商談申込先等を紹介するホームページの作成、【販路開拓活動】例：東南アジア等から県内にバイヤーを招へいし、事前マッチングを踏まえた商談会の実施【情報提供】例：会員間の情報共有及び交流を目的としたセミナー、工場見学等の開催等に取り組んでいます。

入会申込等詳細は、茨城県ホームページでご確認いただけます。 ホーム> 茨城を創る> 商工業> 金融・経営支援> いばらきグローバルビジネス推進協議会

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/sangyo/shosei/shosei/global-kyougikai.html>



No.30 ヒラメやアワビなどの放流について知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者（アワビについて）
	その他（茨城県栽培漁業協会）（ヒラメについて）	
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL 029-301-4119 FAX 029-301-4129
事業名	・栽培漁業事業	事業の所管機関 県 水産振興課

事業の概要

[事業主体] 県・（公財）茨城県栽培漁業協会

[事業内容] 第8次茨城県栽培漁業基本計画（R4～8）に基づき、県と（公財）茨城県栽培漁業協会が連携してヒラメやアワビの種苗（稚魚、稚貝）を生産し、漁業者の一定の負担のもとに県内の各水域に放流する栽培漁業※を推進しています。また、重要魚種である鹿島灘はまぐりやマコガレイ等の生産技術開発に取り組んでいます。

※栽培漁業：死亡率が最も高い卵から稚仔の期間を人間の管理下において育成し、これを天然水域へ放流することにより、漁獲の増大や資源の持続的利用を図る取組み。

表. 目標とする生産・放流数量

水産動物名	生産・放流する数量	生産・放流時の大きさ
ヒラメ	85万尾	全長 100 mm
マコガレイ	15万尾	全長 50 mm
ホシガレイ	5万尾	全長 50 mm
アワビ	24万個	殻長 35 mm
鹿島灘はまぐり	300万個、5万個	殻長 2 mm、5 mm
ムラサキウニ	5万個	殻長 10 mm

[HP アドレス]

- ① 県HP <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishin/saibai/saibai/saibai-gyogyo.html>
内容：栽培漁業、県の取組（栽培漁業基本計画）、種苗生産・放流実績など
- ② （公財）茨城県栽培漁業協会HP <http://www.i-saibai.or.jp/>
内容：種苗生産・放流状況、種苗生産施設（茨城県栽培漁業センター）など



[見学施設]

茨城県栽培漁業センター

内容：種苗生産施設である茨城県栽培漁業センターでは、栽培漁業や水産業を学ぶための展示施設を有しており、場内を見学することができます。

問合せ先：（公財）茨城県栽培漁業協会 TEL：0299-83-3015、FAX：0299-83-3027

No.31 資源管理に取り組みたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL 029-301-4119	FAX 029-301-4129
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理型漁業推進対策事業（県） ・漁業収入安定対策事業（国） 	事業の所管 機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県（水産振興課） ・国（水産庁管理調整課）

事業の概要

[事業主体]

漁業者（漁協等漁業者団体）

[事業内容]

水産資源の維持・回復を図るため、資源管理に取り組む場合は、その内容について助言や情報提供を行います。また、県が定める資源管理方針に位置付けられた資源管理対象種に関する自主的資源管理の取組を、当該資源を利用する漁業者間において、その資源管理の取組を定めた資源管理協定を締結し、資源管理の取組を実施する等の要件を満たすと、以下の漁業収入安定対策を活用することができます。

制度概要

- 1) 資源管理協定：漁業者（団体）が、県が定める資源管理方針に位置付けられた魚種を対象とする自主的な資源管理の取組について、当該資源を利用する漁業者間において、その取組内容を定めたもの。協定参加者は、協定について県の認定を受けることで、2) 漁業収入安定対策を活用できるようになります。

- 2) 漁業収入安定対策：資源管理協定を策定し、その自主的管理措置を実施した漁業者を対象に、漁業共済掛金の補助率が上乘せされるほか、積立ぷらすに加入すると過去の平均的漁業収入より減収となった場合に一定水準まで補償が受けられます。
 ※自主的管理措置については、履行確認が実施されます。措置に違反し、履行が確認できなかった場合は、補償が受けられません。

担当（相談窓口）

- ・上記制度の活用を検討される場合は、水産振興課栽培・施設グループにご連絡下さい。
 資源管理協定 ⇒ 県 水産振興課 栽培・施設グループ 029-301-4119
 漁業収入安定対策事業 ⇒ 全国合同漁業共済組合 茨城県事務所 029-225-1036
- ・資源管理の実践、優良事例の紹介などは、水産試験場普及員(029-262-4179)にお問い合わせください。

No. 32 魚礁などの漁場施設を整備するための支援を受けたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	(県の事業担当者)	その他 ()
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL : 029-301-4119	FAX : 029-301-4129
事業名	浜の活力再生交付金のうち 水産業強化支援事業（資源増養殖目標） 水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の所管機関	国（水産庁防災漁村課）

事業の概要

[事業主体] (県)、市町村、漁業協同組合 他

[事業内容]

1. 浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業

- ・ 有用水産物の発生及び成育に適した環境整備を目的とした、小規模漁場施設の整備（着定基質の設置、漁場耕うん等の底質改善、海藻の繁茂する場の造成等）を支援します。
- ・ 漁場の増産効果の向上を目的とした、既存の魚礁・増殖場の小規模な改良（増設、併設を含む）を支援します。

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・ 定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を目的とした、つきいそ（築磯）の整備を支援します。

[補助要件等] → No4 参照

1. 浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業

- ・ 浜の活力再生プランに当該施設の整備が位置付けられていること。
- ・ 受益戸数が5戸以上であること。
- ・ 事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。
- ・ 漁獲規制を含む漁場管理規定を定めること。
- ・ 総事業費が500万円以上であること。海藻の繁茂する場の造成にあつては1億円未満であること。

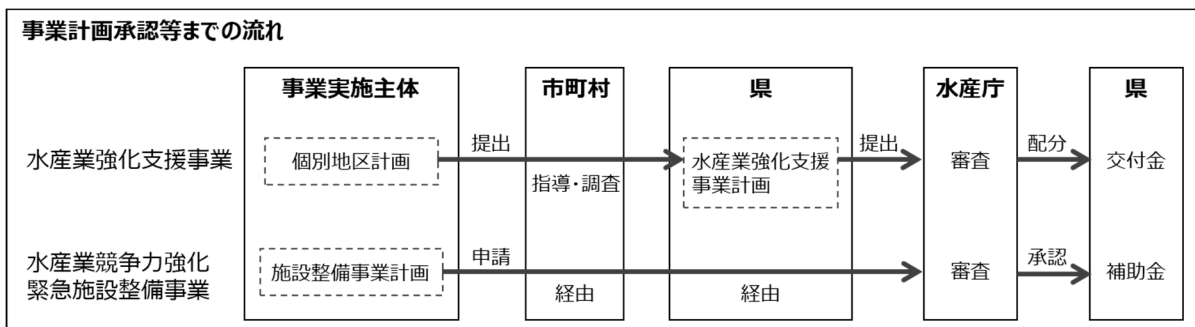
2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・ 浜の活力再生広域プランに当該施設の整備が位置付けられていること。
- ・ 受益戸数が25戸以上であること。
- ・ 事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。
- ・ 漁獲規制を含む漁場管理規定を定めること。
- ・ 事業費が5,000万円以上12億円未満であること。
- ・ 輸出増加又は競合輸入品に対して優位となる取組であること。

[補助対象経費・補助率など]

施設整備費・定額 (1/2 以内)

[事業の仕組み]



No. 33 種苗生産施設・養殖施設を整備するための支援を受けたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL : 029-301-4119	FAX : 029-301-4129
事業名	浜の活力再生交付金のうち ・水産業強化支援事業（資源増養殖目標） ・水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の所管機関	国（水産庁栽培養殖課）

事業の概要

[事業主体]

(県)、市町村、漁業協同組合等

[事業内容]

つくり育てる漁業の推進を図るために行う水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備に要する経費を支援します。

[補助要件等] → No4 参照

(共通)

- ・交付対象とする施設の処分制限期間（減価償却の耐用年数）が原則として5年以上のもの。
- ・事業を実施した場合に生ずる便益（受益者が享受できる効果を貨幣換算したもの）と事業実施に必要な費用との比率（B/C）が1以上になること。（一部不要）

1. 水産業強化支援事業

- ・事業費が500万円以上であること。（内水面は300万円以上）
- ・浜の活力再生プラン（浜プラン）の取組内容に当該施設整備が位置付けられていること。（一部不要）
- ・浜プランへの位置づけが必要な施設は受益戸数が原則5戸以上であること。

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・事業費が5,000万円以上、12億円未満であること。
- ・浜の活力再生広域プラン（広域浜プラン）の取組内容に当該施設整備が位置付けられていること。
- ・受益戸数が原則25戸以上であること。
- ・輸出増加又は競合輸入品に対して優位となる取組であること。

[補助対象経費・補助率など]

- ・補助率は1/2以内。整備対象施設は以下のとおり。

水産業強化支援事業		水産競争力強化緊急施設整備事業
浜プランが必要	浜プランが不要	広域浜プランが必要
養殖施設、種苗生産施設 (養殖用種苗等、所得向上を目的とした施設)	種苗生産施設(資源の増大を目的としたもの)、内水面漁場環境改善、内水面資源増殖関連施設(種苗生産施設を除く)	養殖用種苗生産施設、放流用種苗生産施設、種苗中間育成施設(内水面のみ)

- ・個人施設又は目的外使用の恐れがある施設、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等は交付対象としない。
- ・水産業強化支援事業は施設撤去費用を交付対象としない。水産競争力強化緊急施設整備事業は施設撤去費用が1億円未満の場合支援対象となる。ただし事業費との合計が12億円未満となること。

No. 34 藻場などの保全活動を支援して欲しい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	水産多面的機能発揮対策事業	事業の所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業主体]

○茨城県沿海水産多面的機能地域協議会（活動組織を指導・助言する）

構成員：沿海地区漁連、漁政課、水産振興課、水産試験場、市町

事務局：沿海地区漁連、漁政課経営・組合グループ

○活動組織（藻場の保全活動を実施）

構成員：漁業者、漁協、地域住民等

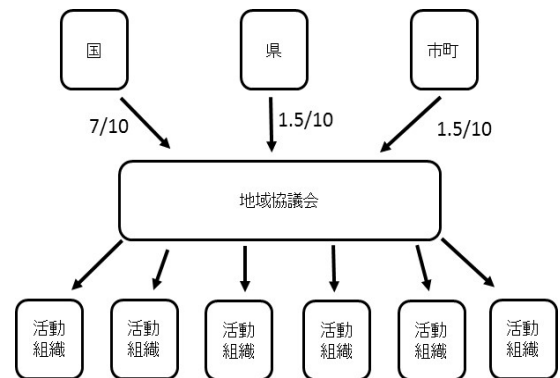
[事業内容]

漁業者や地域住民等で構成される活動組織が実施する藻場や干潟等の保全活動

※に対し、その活動費を助成します。

※母藻設置、食害生物除去、岩盤清掃等

（補助金の流れ、負担割合）

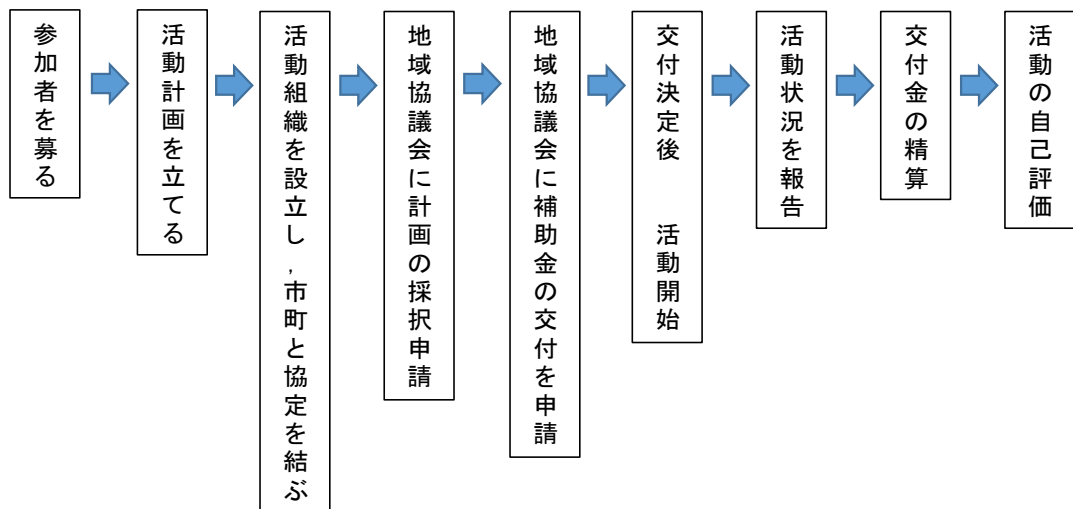


[補助率、負担割合]

補助率：10 / 10

負担割合：国 7/10、県 1.5/10、市町 1.5/10

[活動組織設立と事業の流れ]



[その他]

現在、北茨城市の天津地区、日立市の久慈浜・水木地区、河原子地区、ひたちなか市の磯崎地区の活動組織が、本事業の支援を受けて藻場の保全活動を実施しています。

No. 35 養殖に取り組みたい

最初の 相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当 グループ	水産振興課 栽培・施設グループ 漁政課 調整・漁船グループ(届出に関する事)	TEL 029-301-4119	FAX 029-301-4129	
事業名	「いばらきの養殖産業」創出事業 (茨城県養殖参入支援事業補助金)	事業の所管機関	県 水産振興課	

事業の概要

[事業主体]

県内水産業者等

[事業内容]

気象や天然資源の変動に左右されない養殖産業の振興による本県水産業の成長産業化を図るため、本業に併せ養殖に取り組む県内水産業者等に対し、新規に養殖に取り組むための経費やICTを取り入れるなど事業規模拡大のための経費の一部を助成します。

また、養殖事業への参入を検討する漁業者や企業等が気軽に相談できる養殖相談員を配置していますので、養殖に興味がある方は、お気軽に担当グループにお問い合わせ下さい。

<事業概要（予定）>

- 1) 事業主体 県内水産業者等
- 2) 対象事業 養殖・畜養の新規事業、又は既存事業の拡大
※海面、陸上を問わない。
- 3) 助成金額 対象経費の1/2以内、上限2,000千円
霞ヶ浦北浦の取り組みについては、2/3以内、上限5,000千円
- 4) 助成対象 施設整備・改修、備品・消耗品等
※助成対象者は公募により決定予定

[その他]

県では、養殖相談のほか、那珂湊漁港内に設置したICT設備を備えた網いけすや、茨城県栽培漁業センターに整備した陸上養殖試験施設の見学も受け付けています。

また、一部の陸上養殖業については「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、養殖を開始する日の1カ月前までに県に届出書を提出する必要がありますので、まずは漁政課担当グループにお問い合わせください。

No. 36 漁業の安全向上に取り組みたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他
県の担当グループ	漁政課経営・組合グループ	TEL029-301-4075	FAX029-301-4089
事業名	安全推進員養成講習会事業(水産庁)	事業の所管機関	漁政課

事業の概要

[事業主体]

全国漁業就業者確保育成センター(水産庁から受託)

[事業内容]

漁業カイゼン講習会のご案内（無料）
 ～ 安全な労働環境の形成と労働災害の減少を目指して ～

■ 漁業カイゼン講習会の目的

⇒ 「安全推進員」を養成します

この事業は、漁業の労働環境のカイゼンや海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」を養成します。

「安全推進員」の活躍で、各地域の漁船の労働環境改善などが推進され、海難事故の減少を目指します。

■ 漁業カイゼン講習会の特長

⇒ 無料、わかりやすい、短時間などなど

特徴1：無料 資料費、講師の経費はかかりません

特徴2：わかりやすい 問題点を見つけ出し、みんなで理解できる

特徴3：短時間でOK 約1時間から可能です

特徴4：効果的・好評 約8割の受講生が高い評価

特徴5：地域に貢献 受講後は安全推進員として、漁船の事故の防止等に貢献できる

■ 漁業カイゼン講習会の内容例

⇒ 豊富な事例で実践的に

1. 安全推進員の考え方、活動内容の説明
2. チェックリストを説明
3. 良い改善事例の選定
4. 船内の点検（可能な場合）
5. 情報交換
6. 修了証の授与

申込み・問い合わせ先：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター
 〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビルB1
 TEL 03-5545-1617 FAX 03-5545-1618

[その他]

○安全責任者養成講習会事業

上記「安全推進員」を含む漁業者を指導する「安全責任者」を養成するための講習会
 (問い合わせ先：一社 全国漁業就業者確保育成センター)

○ライフジャケット等の漁業安全に関する意見、お問合せ、講習希望等は県漁政課まで

No. 37 沖から船主や家族に連絡をとりたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (漁業無線局) </div>
県の担当グループ	水産試験場 漁業無線局	
事業名	—	事業の所管機関 茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場漁業無線局

[事業内容] 漁船（茨城県無線漁業協同組合員所属）から、緊急連絡や氷、水、食料等を手配したい場合には、漁業無線局に連絡すれば 24 時間体制で通信を受け付けており、漁業無線局から船主や家族に連絡します。

No. 38 沖で天気予報を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者 その他 (漁業無線局)		
県の担当グループ	水産試験場 漁業無線局		
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場漁業無線局

[事業内容]

沖で天気予報等を知りたい場合には、以下の方法で情報が入手できます。

[事業の仕組み]

- 1 漁業無線局を無線で呼び出し、直近の天気予報を依頼する。

- 2 漁業無線局の気象情報の放送を受信する。

- 3 海上気象メールを受け取る。
 1日3回(05:00、11:00、17:00)水戸、銚子気象台の予報をメール配信しています。
 配信申し込みは、氏名、所属、船名、アドレスを漁業無線局まで送っていただければ登録します。

No.39 地魚を美味しく簡単に食べる方法を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (水試HP) </div>
県の担当グループ	水産試験場 管理普及部	TEL 029-262-4158	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

水産職員が、地魚に親しんでいただきたい、家庭で楽しみながら味わっていただきたいとの思いを込め、「ひとくちメモ」を添えた地魚レシピをつくりました。

水産試験場ホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

- 検索サイトで「いばらきの魚 おいしく食べ ciao！（地魚レシピ集）」を検索
- 茨城県のホームページ（トップページ）からお進みください。

場所；トップページ > 茨城を創る > 農林水産業 > 水産業 > 茨城県水産試験場
> 管理普及部 > いばらきの地魚 おいしく食べ ciao！

URL；<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/kanri/recipe/recipe-top.html>



No. 40 水産に関する試験研究の成果を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 (県HP)
県の担当グループ	水産試験場 管理普及部	TEL : 029-262-4158 FAX : 029-263-0414	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

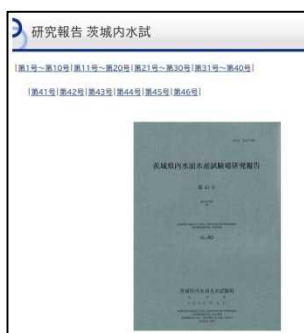
- [事業主体] 茨城県水産試験場
- [事業内容] 水産試験場の各種研究成果をホームページに掲載しています。
- [掲載内容] 「茨城県水産試験場研究報告・事業報告」として、公表しています。
1. 研究報告
昭和25年以降の研究成果をまとめています。
 2. 事業報告
各部の事業結果をまとめています。

[URL] [http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/
kanri/kenkyuhokoku/kenkyuhokokulist-top.html](http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/kanri/kenkyuhokoku/kenkyuhokokulist-top.html)



※平成25年度以前の内水面関係の研究報告は「内水面支場研究報告」（内水面支場HP）をご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/naisuishi/bullechin/bullechintop.html>



No. 41 水産関係の調査・研究内容に関する話題を知りたい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 (県 HP)
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	管理普及部	(管理普及部) TEL 029-262-4158 FAX 029-263-0414 (内水面支場) TEL 0299-55-0324 FAX 0299-55-1787	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場	

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場

[事業内容] 調査・研究に取り組んでいる内容について情報を提供します。

[URL]

- ・水産の窓

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/kanri/mado/mado-top.html>



- ・内水面支場のコンテンツ

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/naisuishi/index.html>



[検索キーワード] 「茨城県水産試験場」、「水産の窓」、「内水面支場のコンテンツ」

No. 42 見慣れない水生生物が捕れたので名前を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者 その他（水試職員）		
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	(海産生物 定着性資源部) TEL 029-262-4157 (" 回遊性資源部) TEL 029-262-4172 (淡水生物 内水面資源部) TEL 0299-55-0324	
事業名		事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場・内水面支場

[事業内容] 海で見たことのない水生生物が採れた時は水産試験場に、河川・湖沼で見たことのない水生生物が採れた時は内水面支場にお問い合わせ下さい。
職員の知識や文献等の情報を基に名前などを調べます。

[事業の仕組み]

①名前の分からない
生物を採捕



ハシキンメ



イトマキミヤシロ



②水試・内水支で調査



③結果報告



No. 43 茨城県海域の水温等の情報を知りたい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 (県 HP)
県の担当グループ	水産試験場	回遊性資源部 漁業無線局	(回遊性資源部) TEL 029-262-4172 FAX 029-263-0414 (漁業無線局) TEL 029-273-7911 FAX 029-270-1480	
事業名	—		事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

〔事業主体〕 茨城県水産試験場

〔事業内容〕 漁業の操業等に必要な地先水温、調査船による沿岸～沖合域の海洋観測データ、人工衛星による水温画像など情報提供しています。

〔URL〕

- ・海洋観測調査結果、那珂湊定地水温、会瀬定置水温（外部サイト）
- ・三陸・常磐・房総海域における海況速報
- ・人工衛星画像情報

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/kaiyu/kaikyosokuho/kaikyosokuho.html>

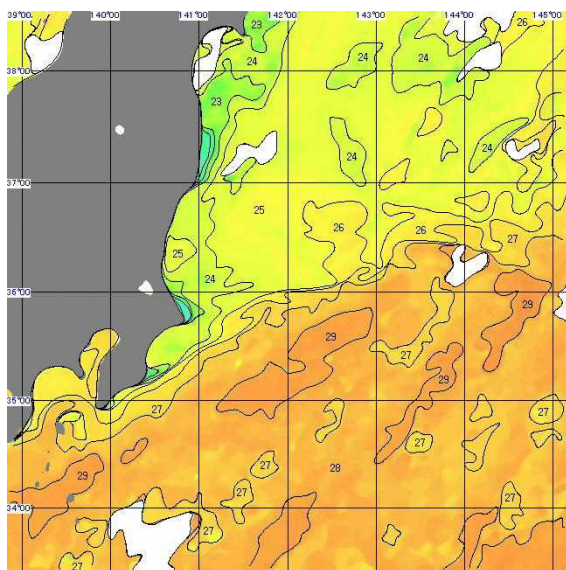
（以上は QR コード①より閲覧できます）

- ・水産試験場 Facebook（QR コード②）

<https://www.facebook.com/ibarakisuisshi/>

〔検索キーワード〕 「茨城県水産試験場」、「水温」、「人工衛星画像」

〔広報の例〕 人工衛星水温画像



QR コード①



QR コード②



No. 44 沿海の水揚げ状況を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (県 HP) </div>
県の担当グループ	水産試験場 回遊性資源部 漁業無線局	(回遊性資源部) TEL 029-262-4172 FAX 029-263-0414 (漁業無線局) TEL 029-273-7911 FAX 029-270-1480	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場

[事業内容] 平成2年に運用を開始した「漁獲情報収集システム」による集計結果や日別の船曳網水揚げ量、TAC対象種の水揚げ状況をお知らせしています。

[URL]

- ・ 漁況の特徴（漁海況速報の裏面）

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/gyogyo/data/gyokaikyo/gyokaikyou-sokuhou.html>



- ・ 船曳漁況速報

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/kaiyu/funabiki/funabiki-toppage.html>



- ・ 漁獲可能量（TAC）制度情報

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/gyogyo/gyomusen-top.html>



[検索キーワード]

「茨城県水産試験場」、「漁海況速報」、「船曳網」、「漁獲可能量（TAC）」

No. 45 沿岸の魚種別の資源状況を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員 (水産試験場)	県の事業担当者	その他 (水試HP)
県の担当グループ	水産試験場 定着性資源部 回遊性資源部	(定着性資源部) TEL 029-262-4157 (回遊性資源部) TEL 029-262-4172	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場

[事業内容] 水産試験場では重要な魚介類について漁獲量や資源状況の動向を調べています。得られた情報は、資源管理型漁業の推進や、操業の効率化に役立てて頂くための情報として公表しています。

[広報内容] 水産試験場 HP の「茨城県産重要魚種の生態と資源」では、ヒラメやカレイ類、イワシ、サバ、鹿島灘はまぐりなど、重要な種の生態と近年の漁獲量や資源に関する情報を掲載しています。

[URL] 茨城県産重要魚種の生態と資源

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/teichaku/juuyogyoshu-seitai-shigen.html>

[検索キーワード] 「茨城県水産試験場」、「生態と資源」

ヒラメ



生態的特徴等

【生態】

沖縄を除く日本沿岸から朝鮮半島および樺太に分布。主に、水深 100 m 以下の砂地に生息する。稚魚期には、アミを捕食しているが、成長に伴って強い魚食性を示す。成長が早く、1 歳で全長 30 cm、3 歳で 45 cm ほどになり産卵親魚となる(図 1)。全長 40 cm 前後の物は「ソゲ」と呼ばれる。寿命は、雄 10 年以上、雌 20 年以上。栽培漁業対象種として H7 年以降、毎年全長 10 cm の稚魚数十万尾を放流している。「茨城県のさかな・旬のさかな(秋)」「プライドフィッシュ」に選定されている。

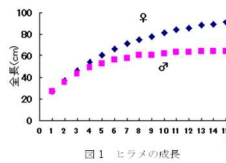


図1 ヒラメの成長

【漁法と盛漁期】

主に、底曳網で漁獲され、固定式刺網(建網)や曳釣りなどによっても漁獲される。

【利用】

刺身や寿司ネタのほか、煮つけやフライにも利用される。茨城沖で漁獲されたものは常磐ものとして品質が評価されている。

資源水準高いが横ばい傾向

(漁獲量) H 元年以降、200-250 トンの水準で推移してきたが、H23 年以降増加し、近年は 450 トン以上の漁獲が続いている(図 2)。
(加入量) H22 年に大規模な卓越年級が発生し、その後、継続的に稚魚の良好な発生が続いていることから(図 3)、今後、資源の増加が期待される。
(水準と動向) 漁獲量の推移から資源量は高位、また、動向は最近 5 年間の漁獲量の推移から横ばいと判断した。

水準



動向

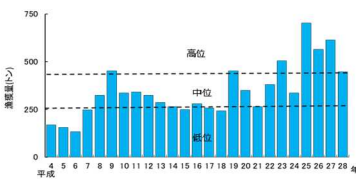


図2 ヒラメの漁獲量(農漁, 個人)

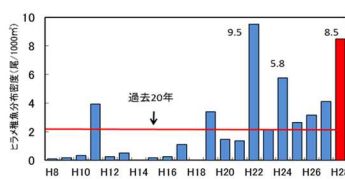


図3 ヒラメ稚魚の発生量の推移(水産試験場調査結果)

【全国の漁獲動向】

- ・茨城県では那珂湊、平潟、大津など底曳網の基地が多い。
- ・H27 年は全国的に、1 位：宮城、2 位：青森、3 位：北海道に次いで茨城は 4 位の漁獲量。

現在 計33種

定着性資源 21種	
ヒラメ	ヤナギムシガレイ
マコガレイ	エゾアワビ
マガレイ	シライトマキバイ
イシガレイ	チョウセンハマグリ
ユメカサゴ	ウバガイ
キアッコウ	ヤナギダコ
アオメソ	ヤリイカ
ムシガレイ	マダコ
ババガレイ	キチジ
マアナゴ	マダイ
イセエビ	

回遊性資源 12種	
マイワシ	カタクチイワシ
マサバ	イカナゴ
シラス	イシカワシラウオ
カツオ	サヨリ
サンマ	ブリ
マアジ	スルメイカ

QR コードまたは検索



茨城水試 生態と資源

検索

No. 46 今年、ワカサギがどのくらい獲れるのか知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	その他 (水試 HP)
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	(内水面資源部) TEL 0299-55-0324 FAX 0299-55-1787
事業名	—	事業の所管機関 茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場内水面支場

[事業内容] 当年のワカサギ資源評価結果を例年、漁開始前（7月上旬）にホームページに掲載しています。

漁開始日（7/21 定例日）における魚体サイズ情報も同様に掲載しています。

[URL] <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/naisuishi/wakasagihome.html>



茨城県水産試験場内水面支場ワカサギのページ（漁期前調査等の情報）

新着情報

- ★ 令和4年7月25日 **PDF** [令和4年度ワカサギ漁解禁日における魚体情報について \(PDF: 231KB\)](#) **New!!**
- ★ 令和4年7月25日 **PDF** [令和4年ワカサギ漁期前調査結果報告 \(PDF: 827KB\)](#) **New!!**
- ★ 令和4年7月25日 **PDF** [霞ヶ浦北浦におけるワカサギの餌料環境について \(PDF: 435KB\)](#) **New!!**
- ★ 過去の情報
- ★ **PDF** [令和3年度ワカサギ漁解禁日における魚体情報について \(PDF: 515KB\)](#)
- ★ **PDF** [令和3年ワカサギ漁期前調査結果報告 \(PDF: 501KB\)](#)
- ★ **PDF** [霞ヶ浦北浦におけるワカサギの餌料環境について \(PDF: 381KB\)](#)
- ★ **PDF** [2020年度ワカサギ漁解禁日における魚体情報について \(PDF: 302KB\)](#)

No. 47 夏季の霞ヶ浦北浦における酸素状況を知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 (水試HP)
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	(増養殖部) TEL 0299-55-0898 FAX 0299-55-1787	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場内水面支場

[事業内容] 例年7月～9月末まで水産試験場内水面支場棧橋における環境情報（水温及び溶存酸素量）をホームページに掲載しています。

[URL] <https://www.pref.ibaraki.jp/koi/koihome.html>



[県ホームページでの情報掲載の例]

茨城県
Ibaraki Prefectural Government

トップ

- 茨城を創る
- 茨城で暮らす
- 茨城を楽しむ
- 茨城で学ぶ
- 茨城を知る

内水面支場のコンテンツ

- 茨城県水産試験場内水面支場場所・交通案内
- 研究報告 茨城内水試
- かわら版 茨城内水試
- 霞ヶ浦北浦・魚をめぐるサイエンス
- 霞ヶ浦北浦と利根川の年表

水面支場コイのページ

[シェア0](#)
[ツイート](#)

茨城県水産試験場内水面支場コイのページ



霞ヶ浦の酸素情報を掲載しています!!

平成30年度 茨城県水産試験場内水面支場棧橋の環境情報(酸素情報等)

直近の状況

<p>茨城で学ぶ</p> <p>茨城を知る</p> <hr/> <p>サイトの利用案内</p> <p>本庁各課・出先機関</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月日</th> <th style="width: 15%;">水深1m 水温 (°C)</th> <th style="width: 15%;">水深1m 溶存酸素量 (mg/L)</th> <th style="width: 15%;">水深4.5m 水温 (°C)</th> <th style="width: 15%;">水深4.5m 溶存酸素量 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月1日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月2日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月3日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月4日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月5日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月6日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月7日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月日	水深1m 水温 (°C)	水深1m 溶存酸素量 (mg/L)	水深4.5m 水温 (°C)	水深4.5m 溶存酸素量 (mg/L)	7月1日					7月2日					7月3日					7月4日					7月5日					7月6日					7月7日				
月日	水深1m 水温 (°C)	水深1m 溶存酸素量 (mg/L)	水深4.5m 水温 (°C)	水深4.5m 溶存酸素量 (mg/L)																																					
7月1日																																									
7月2日																																									
7月3日																																									
7月4日																																									
7月5日																																									
7月6日																																									
7月7日																																									

No. 48 淡水で養殖している魚の調子が悪い

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者 その他 (内水面支場)		
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	(増養殖部)	TEL 0299-55-0898 FAX 0299-55-1787
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場内水面支場

[事業内容]

淡水で養殖している魚の調子が悪い場合には、内水面支場増養殖部までご相談ください。

相談する際には、養殖している魚の①魚種、②発育段階（稚魚，成魚など）、③症状、④飼育環境（池の大きさ、取水方法、水量、飼育水の水温や溶存酸素濃度、飼育密度）などを教えてください。

[相談料]

無料

No.49 水産試験場の展示スペースを利用したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (水産試験場) </div>
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部	(水産物利用加工部)	TEL 029-262-4176 FAX 029-263-0414	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場	

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

以下のルールで、水産加工実験棟のスペースを貸出しています。

●使用できる用途

1. 県内水産関係団体の長が構成員の技術向上と研鑽および技術の啓発を目的に開催する食品加工機器などの展示研修会等
2. その他特に必要と認める場合

●使用できる日時

貸出期間は原則として、1カ月以内とします。

なお、来場者への展示は次の時間帯に限ります。

月曜日から金曜日（土日、年末・年始及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

●使用手続き

使用を希望する14日前までに規定の申請書で申請してください。

●使用料

1,286円/日～4,544円/日

●詳しくは水産試験場のホームページをご覧ください

場所：トップページ > 茨城を創る > 農林水産業 > 水産業 > 茨城県水産試験場
> 水産物利用加工部 > 展示スペース施設貸出のご案内

[URL] <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/suisan/tenji/kashidashi.html>



QRコードはこちら

No. 50 遊漁船業を営業したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()
県の担当グループ	漁政課 調整・漁船グループ TEL029-301-4080 FAX029-301-4089
事業名	－
事業の 所管機関	漁政課 調整・漁船グループ

事業の概要

[事業主体]

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ

[事業内容]

- ・ 遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、遊漁船業を営みたい事業者から申請を受け登録を行います。

- ・ 新規登録を希望する方は、申請書類及び必要書類を準備のうえ、郵送又は持ち込みで担当グループに提出して下さい。提出の際は、漁業者の方は漁協担当者を通じて事前に電話でご連絡下さい。

- ・ 書類の記載方法等についての相談も随時受け付けています。

連絡先・提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
 茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ
 TEL : 029-301-4080
 FAX : 029-301-4089

<参考>

○登録申請書様式の掲載ページ

【漁政課ホームページ / 遊漁船業登録申請書（海面）】

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/nourinsuisan/gyosei/0609n0830.html>

※遊漁船登録 茨城県 で検索

No. 51 漁業復興サポート人材を活用したい（沿海の漁協向け）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業（沿海地区）	事業の所管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

[事業主体] 茨城県漁業就業支援協議会

（茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立）

[事業内容] 繁忙期の漁ろう作業や市場出荷作業への支援、販路開拓や就業相談等のイベント支援など、漁協が行う漁業復興の取組を広くサポートする人材の活動に対し支援します。

漁協等が雇用するサポート人材の賃金や企業や団体等に委託する場合の委託費など、活動に必要な経費について支援します。

[内容・条件]

・サポート人材

地域の漁業活動、水産物の水揚げ・出荷・販売等の円滑な販路確保、漁業人材確保のための就業相談等の各種の本格的な漁業再開に向けた活動を支援する者として、次の要件にすべて該当することが条件です。

（1）漁協等から委嘱等を受けて地域の漁業再開の活動に従事する者であること。

（2）委嘱等にあたり、漁協等はその対象者及び従事する漁業再開の活動の内容等を定め、内容を明示していること。

・サポート活動

例：水揚量、流通量の拡大の取組支援

繁忙期の漁ろう作業、荷捌き・出荷作業、積込み・補給作業等の支援

資源管理の活動、衛生管理の活動、海難・作業事故防止の活動、

漁場保全・監視の活動、漁業人材確保の活動

[補助対象経費・補助率など]

漁業復興サポート活動にかかる賃金、消耗品費、旅費など

（注）国の補助金が十分でない場合は減額となる場合があります。